

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

### 経年仮設機材の管理について

経年仮設機材の管理については、昭和60年2月8日付け基発第71号の2により示した「経年仮設機材の管理指針」によりその徹底を図ってきたところであるが、仮設機材については、近年、防食対策が塗装からメッキへ変更されたため腐食の減少が図られたこと、それに伴い使用期間の長期化が進展していること等の変化がみられ、これらに配慮して管理を行うことが重要となっている。

このような観点から、本省では、社団法人仮設工業会に対し、経年仮設機材の管理の手法に関する調査研究を委託してきたところであるが、今般、同工業会から出された調査研究の結果を踏まえて、別添のとおり新たな「経年仮設機材の管理指針」を定めた。

については、建設業者、リース業者等に対し、本指針の趣旨が徹底され、適正な経年仮設機材の管理が実施されるよう指導するとともに、昭和59年4月25日付け基発第205号「仮設機材管理者に対する安全教育について」により示した仮設機材管理者に対する安全教育においても本指針が活用され、その徹底が図られるよう留意されたい。

なお、昭和60年2月8日付け基発第71号の2「経年仮設機材の管理について」は廃止するとともに、昭和59年4月25日付け基発第205号「仮設機材管理者に対する安全教育について」の仮設機材管理者安全教育実施要領の4の(2)中、「仮設機材の管理に関する技術基準と解説(改訂版)(社団法人仮設工業会編)」を「経年仮設機材の管理に関する技術基準と解説(社団法人仮設工業会編)」に改める。

おって、関係団体である建設業労働災害防止協会及び社団法人仮設工業会に対し、別紙のとおり本指針の周知徹底を図るよう要請したので了知されたい。

別添

基発第223号  
平成8年4月4日

建設業労働災害防止協会会長 殿  
社団法人仮設工業会会長 殿

労働省労働基準局長

### 経年仮設機材の管理について

労働災害防止につきましては、日頃から格別の御配慮をいただき感謝申し上げます。

労働省におきましては、かねてより、足場、型わく支保工等の仮設設備の倒壊等による災害の防止に努めてきたところです。

このような災害を防止するためには、これらの仮設設備を構成する仮設機材について、労働安全衛生規則又は構造規格に規定される要件を具備するものを使用することは当然であります。さらに、これらの仮設機材は長期間繰り返し使用されることにより強度の低下が生ずるため、十分な管理を行うことが重要であります。

長期間繰り返し使用される仮設機材(以下「経年仮設機材」という。)の管理につきましては、従来、昭和60年2月8日付け基発第71号により示しました「経年仮設機材の管理指針」によりその徹底をお願いしてきたところでありますが、仮設機材については、近年、防食対策が塗装からメッキに変更されたため腐食の減少が図られたこと、それに伴い使用期間の長期化が進展していること等、大きな変化がみられるところです。

これら仮設機材を取り巻く状況の変化を踏まえ、今般、労働省では、上記「経年仮設機材の管理指針」を廃止し、新たに別添のとおり「経年仮設機材の管理指針」を取りまとめたところであります。

つきましては、本指針の趣旨が貴会会員各位に理解され、本指針に基づいて適正な経年仮設機材の管理が実施されるよう会員各位への周知徹底方お願いいたします。

## 経年仮設材の管理指針

### 目次

	ページ
・ 総則	
1 適用範囲	1
2 管 理	1
3 選 別	1
4 整 備	2
5 修 理	2
6 性能試験	2
7 破 棄	2
8 表 示	2
別 表	2
・ 各仮設機材ごとの基準等	
1 パイプサポート	3
2 補助サポート	7
3 ウイングサポート	10
4 建わく（脚柱ジョインを含む）	11
5 交さ筋かい	15
6 布わく	17
7 床付き布わく	20
8 持送りわく	24
9 布板一側足場用の布板及びその支持金具	27
10 移動式足場用の建てわく及び脚輪	31
11 壁つなぎ用金具	36
12 わく組足場用の建わくのアームロック	37
13 単管足場用の単管ジョイント	38
14 緊結金具	39
15 固定型ベース金具	41
16 ジャッキ型ベース金具	42
17 つりチェーン	43
18 つりわく	45

## ・ 総則

### 1 適用範囲

この指針は、労働安全衛生法施行令第13条第22号から第22号の3までに掲げる機械等(以下「仮設機材」という。)で建設現場等(以下「現場」という。)で使用されたことのあるもの(以下「経年仮設機材」という。)の管理について適用する。

### 2 管理

本指針における管理とは、経年仮設機材の選別、整備、修理(部品交換を含む。)、性能試験、廃棄及び表示をいう。

なお、選別の判定基準、整備及び修理の内容、性能試験の種類、方法、判定基準は、仮設機材の種類ごとに後述の「各仮設機材ごとの基準等」において示すものとする。

### 3 選別

(1) 選別は、経年仮設機材について、各機材ごとに において定められた部位及び項目(以下「各項目等」という。)ごとに、変形、損傷、さび等の程度により、次の3区分に分類するために行うものとする。

イ a・・・変形、損傷、さび等がないか又はわずかなもの。

ロ b・・・変形、損傷、さび等がある程度あるもの。

ハ c・・・変形、損傷、さび等が著しいもの。

(2) 選別による評価は、上記(1)の各項目ごとの区分を踏まえ、各経年仮設機材を次の3階級に区分するものとする。

イ A級・・・各項目等ごとの区分がすべてaであるもの。

ロ B級・・・各項目等ごとの区分のうち、いずれかがbに該当し、かつ、cに該当するものが全くないもの。

ハ C級・・・各項目等ごとの区分のうち、cに該当するものが一つ以上あるもの。

(3) 選別による評価後の取扱いは、次によるものとする。

イ A級・・・整備を行うこと。

ロ B級・・・各項目ごとの区分によりbと判定された項目について修理を行うとともに、全体について整備を行うこと。

ハ C級・・・廃棄処分とすること。

(4) 選別は、原則として次のときに実施することとする。

イ 現場から保管場所へ返却されたとき。

ロ 現場から他の現場へ移送しようとするとき。

ハ 保管場所で長期間経過したものを出荷しようとするとき。

(5) 選別方法

イ 下記ロの場合を除き、目視により判断し選別を行うものとする。

ロ 次の場合には原則として性能試験を実施して選別を行うものとする。

ただし、(ハ)の場合において、上記(2)の選別による評価を行い、その結果A級に区分されたときはこの限りでない。

(イ) 外観からではb又はcの区分が困難な場合

(ロ) 選別による評価後の取扱いについて、強度に影響を及ぼす構造部分の修理又は部品交換を行った場合

(ハ) 機材の種類ごとの使用された期間が別表の年数に達した場合及び当該年数に達した後1年経過するごと

#### 4 整備

- (1) 整備は、経年仮設機材をいつでも使用できる状態に保持するために行うものとする。
- (2) 整備の内容は、コンクリート等の付着物の除去、注油等とする。
- (3) 整備は、選別後の評価の結果、使用できるものと判断されたものに対し、例外なく、かつ、速やかに行うものとする。

#### 5 修理

- (1) 修理は、経年仮設機材を再使用可能な状態に復元させるために行うものとする。
- (2) 修理の内容は、変形(曲がり、へこみ、反り等)の矯正、損傷部の再溶接、再塗装、再メッキ、部品交換等とする。
- (3) 修理は、再使用のため修理を要すると判断されたものに対し、例外なく、かつ、速やかに行うものとする。

#### 6 性能試験

上記3「選別」の(5)「選別方法」の口における性能試験は次により実施するものとする。

- (1) 性能試験に用いる供試体の抜き取りは、性能試験を要するとされたものを母集団として行い、抽出方法については、ランダム・サンプリングとする。
- (2) 供試体に対する判定の結果については、母集団全体について適用するものとする。

#### 7 廃棄

選別後の評価の結果がC級と判定された仮設機材については、誤って再使用することを防止するため、速やかに廃棄するものとする。

#### 8 表示

- (1) 整備又は補修を行った結果、再使用できる状態となった仮設機材については、「再使用可(経年仮設機材の管理指針による)」の表示を行うものとする。
- (2) 選別後の評価の結果がC級と判定された仮設機材については、確認を容易にするため、仮設機材に廃棄する旨の表示を行うものとする。

【別表】 機材の種類ごとの使用された期間が長期である年数

機材の種類	使用された年数
パイプサポート	8年
補助サポート	8年
ウイングサポート	5年
建わく(脚柱ジョイント含む)	8年
交さ筋かい	5年
布わく	8年
床付き布わく	8年
持送りわく	8年
布板一側足場用の布板	8年
同上その支持金具	5年
移動式足場用の建てわく	8年
同上脚輪	3年
壁つなぎ用金具	3年
わく組足場用の建わくのアームロック	5年
単管足場用の単管ジョイント	3年
緊結金具	3年
固定型ベース金具	5年
ジャッキ型ベース金具	5年
つりチェーン	3年
つりわく	8年

各仮設機材ごとの基準等

1 パイプサポート

(1) 選別

パイプサポートの選別は、次表のパイプサポートの部位別選別法により行うものとする。

パイプサポートの部位別選別法

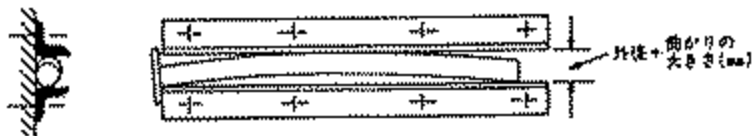
部位及び項目	a (要整備)	b (要修理・要整備)	c (廃棄)
イ．全体変形 そり・ねじれ	なし又はわずか		矯正不可能なもの
ロ．受板のふれ	最大使用長の55分の1以下のもの		最大使用長の55分の1を超えるもの
ハ．各部溶接部の 亀裂・はがれ	なし	ある程度	著しい
ニ．全体のさび	なし又はわずか	ある程度	著しい
ホ．コンクリート等の 付着	なし又はわずか	ある程度	著しい
ヘ．受板又は台板 (A)亀裂 (B)変形(損傷) (C)板厚	なし なし 5.4mm以上	ある程度	あり 著しい 5.4mm未満
ト．差込管 (A)曲がり  (B)亀裂 (C)へこみ(打こん) (D)ピン穴の変形 (E)管厚	注1の種類ごとの 値未満のもの  なし なし又はわずか なし又はわずか 2.2mm以上	注1の種類ごとの 値以上のもの	注1の種類ごとの 値以上で矯正不可 可能なもの あり 4.0mm以上 著しい 2.2mm未満
チ．支持ピン等 (A)曲がり(損傷) (B)鎖の異常 (C)ピンの直径	なし なし又はわずか 11.0mm以上	あり 脱落又は損傷 11.0mm未満	
リ．調節ねじ (めねじ) (A)ねじ部の摩耗 (B)亀裂 (C)ハンドル及び 取付部の異常	なし又はわずか なし なし	著しい あり 脱落又は損傷	
ヌ．調節ねじ (おねじ) (A)ねじ部の摩耗 (B)亀裂 (C)溝穴の変形 (D)キャップの異常	なし又はわずか なし なし又はわずか なし	脱落又は損傷	著しい あり 著しい
ル．腰管 (A)曲がり (B)亀裂 (C)へこみ(打こん) (D)管厚	なし又はわずか なし なし又はわずか 2.0mm以上		著しい あり 6.0mm以上 2.0mm未満

注1. 差込管の曲がりが「種類ごとの値未満」とは、次表のパイプサポートの種類に

応じ「値(曲がりの大きさmm)」の欄に示す値未満のことをいい、その測定については、次図のように行うものとする。

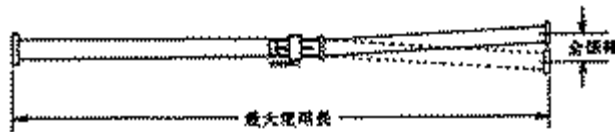
種類ごとの曲がりの大きさ

種類	最大使用長 (mm)	値 (曲がりの大きさ mm)
1種	3,850 以上 4,000 未満	6
2種	3,350 以上 3,500 未満	5
3種	2,950 以上 3,100 未満	4
4種	2,550 以上 2,700 未満	4
5種	2,200 以上	3

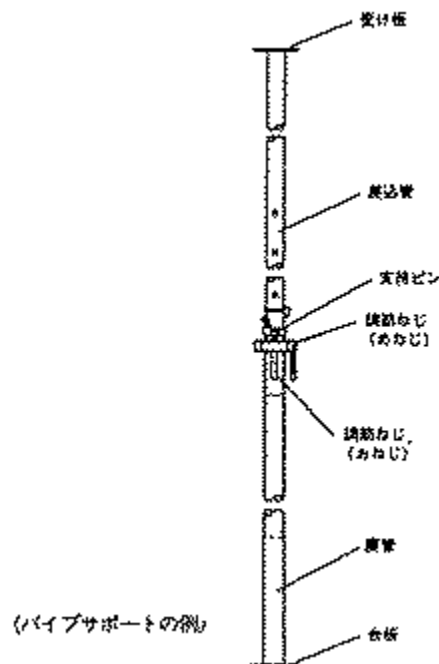


注2. 差込み管又は腰管部の著しいへこみとは、差込み管にあつては深さ4mm以上・腰管部にあつては深さ6mm以上の大きさをいう。

注3. 「受板の振れ」とは、腰管部を固定して最大使用長の長さに伸ばした場合における受板の上端部の中心の全振幅の最大値をいい、下図のような測定によるものをいう。



注4. 部位の名称は、右図による。



イ 受板の振れが最大使用長の55分の1を超えるものであって、調節ねじ(おねじ)のキャップの取替えにより、振れを最大使用長の55分の1以下にすることが可能である場合は、B級とすることができる。

ロ パイプサポートが内ねじ式のものである場合には、調節ねじ(おねじ)に亀裂があるもの又は溝穴の変形が著しいもの等であっても、当該調節ねじ(おねじ)を取り替える場合は、B級とすることができる。

(2) 整備

イ 受板、台板、腰管及び調節ねじ部に発生したさび及び付着したコンクリート等は、除去するものとする。

ロ 調節ねじ(めねじ及びおねじ。)は、ねじさらい及び注油を行うものとする。

ハ 調節ねじ(めねじ)のハンドル部は、調節及び注油を行うものとする。

(3) 修理

イ 受板又は台板の変形(損傷を含む。)は、ハンマー等で打ち直すものとする。

ロ 受板と差込み管又は台板と腰管等の溶接部のはがれがある程度であるものは、再溶接するものとする。

ハ 差込み管の曲がり、パイプサポートの部位別選別法の(A)曲がりのB級に該当するものは、矯正治具等を用いて修正するものとする。

ニ 支持ピンが脱落したものの、曲がったもの、損傷したものの又は著しくさびたもの等は、取り替えるものとする。

ホ 調節ねじ(めねじ)が著しく磨耗したものの、亀裂を生じたもの及びハンドル又は同ハンドル取付部(リベット)等が脱落したものもしくは損傷したもの等は、取り替えるものとする。

ヘ 調節ねじ(おねじ)のキャップが、脱落したものの又は損傷したもの等は取り替えるものとする。

ト 塗装品で塗膜のはがれた箇所又はメッキ品で被膜のはがれた箇所は、防錆力のある塗料等で補修するものとする。

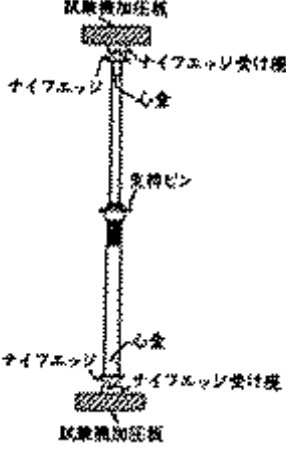

(4) 性能試験

イ 供試体の抽出個数は、同一母集団から1つの型式について10個以上とすること。

ロ 試験の種類は、ナイフエッジによる圧縮試験及び平押しによる圧縮試験とする。

ハ 試験の結果、次表の左欄に定める試験方法において、同表の右欄に定める強度等を満足したときに再使用できるものとする。



試験方法	強度
<p>(ナイフェッジによる圧縮試験)</p> <p>次の図に示すように、心金並びにナイフェッジおよびナイフェッジ受け座を用いて、パイプサポートを最大使用長さでナイフェッジの方向と支持ピンが直角になるように試験機に取り付け、圧縮荷重をかけ、荷重の最大値を測定する。</p> 	<p>供試パイプサポートの最大使用長により（供試パイプサポートの最大使用長ごとの満足すべき強度値表）に示す P (kg) の値以上であること</p>
<p>(平押しによる圧縮試験)</p> <p>次の図に示すように、パイプサポートを最大使用長（その値が 3,500mm を超えるときは、3,500mm）の長さでその受け板及び大分の中心が試験機の加圧板の中心と一致するように取り付け、圧縮荷重をかけ、荷重の最大値を測定する。</p> 	<p>3,600kg以上</p>

別表 供試パイプサポートの最大使用長ごとの満足すべき強度値表

L	P	L	P	L	P	L	P	L	P	L	P
211以下	4000	243	2961	275	2237	307	1728	339	1359	371	1084
212	3994	244	2934	276	2218	308	1715	340	1349	372	1076
213	3954	245	2907	277	2200	309	1702	341	1339	373	1069
214	3914	246	2881	278	2182	310	1689	342	1330	374	1061
215	3875	247	2855	279	2163	311	1676	343	1320	375	1054
216	3836	248	2829	280	2146	312	1663	344	1311	376	1047
217	3798	249	2804	281	2128	313	1659	345	1301	377	1040
218	3760	250	2778	282	2110	314	1638	346	1292	378	1033
219	3723	251	2754	283	2093	315	1625	347	1283	379	1026
220	3686	252	2729	284	2076	316	1613	348	1274	380	1019
221	3650	253	2705	285	2059	317	1601	349	1264	381	1012
222	3614	254	2681	286	2042	318	1588	350	1255	382	1005
223	3579	255	2657	287	2026	319	1576	351	1247	383	998
224	3544	256	2634	288	2009	320	1565	352	1238	384	992
225	3510	257	2611	289	1993	321	1553	353	1229	385	985
226	3476	258	2588	290	1977	322	1541	354	1220	386	978
227	3442	259	2565	291	1961	323	1530	355	1212	387	972
228	3409	260	2543	292	1946	324	1518	356	1203	388	965
229	3377	261	2521	293	1930	325	1507	357	1195	389	959
230	3344	262	2499	294	1915	326	1496	358	1186	390	952
231	3313	263	2478	295	1899	327	1485	359	1178	391	946
232	3281	264	2456	296	1884	328	1474	360	1170	392	940
233	3250	265	2435	297	1869	329	1463	361	1162	393	933
234	3220	266	2414	298	1855	330	1452	362	1153	394	927
235	3189	267	2394	299	1840	331	1441	363	1145	395	921
236	3160	268	2373	300	1826	332	1431	364	1137	396	915
237	3130	269	2353	301	1811	333	1420	365	1130	397	909
238	3101	270	2333	302	1797	334	1410	366	1122	398	903
239	3072	271	2314	303	1783	335	1399	367	1114	399	897
240	3044	272	2294	304	1769	336	1389	368	1106	400	891
241	3016	273	2275	305	1755	337	1379	369	1099		
242	2988	274	2256	306	1742	338	1369	370	1091		

本表に使用する記号の意味及び単位は次のとおり

L：供試パイプサポートの最大使用長（cm）

P：強度（kg）

## 2 補助サポート

### (1) 選別

補助サポートの選別は、次表の補助サポートの部位別選別法により行うものとする。

#### 補助サポートの部位別選別法

部位及び項目	a (要整備)	b (要修理・要整備)	c (廃棄)
イ．全体変形 そり・ねじれ	なし又はわずか		矯正不可能なもの
ロ．各部溶接部の 亀裂・はがれ	なし	ある程度	著しい
ハ．全体のさび	なし又はわずか	ある程度	著しい
ニ．コンクリート等 の付着	なし又はわずか	ある程度	著しい

ホ．受板又は台板 (A)亀裂 (B)変形（損傷） (C)板厚	なし なし 5.4mm以上	ある程度	あり 著しい 5.4mm未満
ヘ．柱管 (A)曲がり (B)亀裂 (C)へこみ（打こん） (D)管厚	注1の種類ごとの 値未満のもの なし なし又はわずか 2.2mm以上	注1の種類ごとの 値以上のもの	矯正不可能なもの あり 4.0mm以上 2.2mm未満
ト．ほぞ (A)曲がり (B)亀裂 (C)へこみ（打こん）	2mm未満 なし なし又はわずか	2mm以上	矯正不可能なもの あり 著しい

注1. 柱管の曲がりが「種類ごとの値未満」とは、次表の補助サポートの種類に応じ「値(曲がりの大きさmm)」の欄に示す値未満のことをいい、その測定については、次図のように行うものとする。

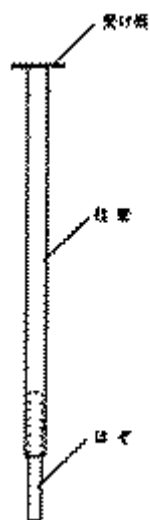
種類ごとの曲がりの大きさ

種類	最大使用長 (mm)	値 (曲がりの大きさ mm)
1種	1,750 以上 1,800 以下	5
2種	1,450 以上 1,500 以下	4
3種	1,150 以上 1,200 以下	3



注2. 柱管の著しいへこみとは、深さ4mm以上の大きさをいう。

注3. 部位の名称は、次図による。



(補助サポートの例)

(2) 整備

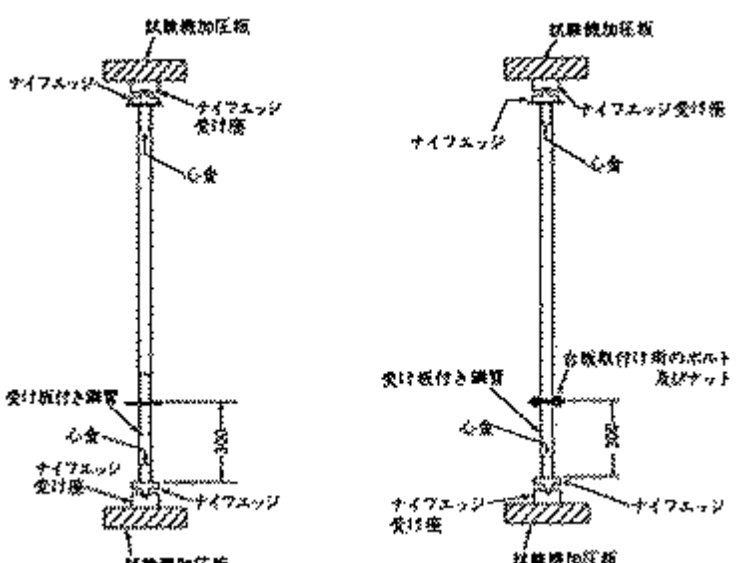
受板、台板、柱管又はほぞ等に発生したさび及び付着したコンクリート等は、除去するものとする。

(3) 修理

- イ 受板又は台板の変形(損傷を含む。)は、ハンマー等で打ち直すものとする。
- ロ ほぞと柱管との溶接部のはがれが、ある程度であるものは、再溶接するものとする。
- ハ 柱管の曲がり、上記(1)の注1に示す値以上及びほぞの曲がり、2m以上であるものは、矯正治具等を用いて修正するものとする。
- ニ 塗装品で塗膜のはがれた箇所又はメッキ品で被膜のはがれた箇所は、防錆力のある塗料等で補修するものとする。

(4) 性能試験

- イ 供試体の抽出個数は、同一母集団から1つの型式について5個以上とすること。
- ロ 試験の種類は、圧縮試験とする。
- ハ 試験の結果、次表の左欄に定める試験方法において、同表の右欄に定める強度等を満足したときに再使用できるものとする。

試験方法	強度
<p>(圧縮試験)</p> <p>補助サポートの種類に応じ次の図(イ)及び(ロ)に示すように、心金、ナイフェッジ及びナイフェッジ受座、受板付き鋼管並びに固定式の補助サポートの場合にあっては台板取付け用のボルト及びナットを用いて、補助パイプサポートを試験機に取り付け、圧縮荷重をかけ、荷重の最大値を測定する。この場合において、固定式の補助サポートを取り付ける場合における台板取付け用のボルトの締付けトルクは、200kgf・cmとする。</p>  <p>(イ) (差込み式の補助サポートの場合) (ロ) (固定式の補助サポートの場合)</p> <p>備考 寸法の単位は、mmとする。</p>	<p>供試補助パイプサポートの最大使用長により別表(供試補助パイプサポートの最大使用長ごとの満足すべき強度値表)に示すP(kg)の値以上であること。</p>

別表 供試サポートの使用長ごとの満足すべき強度値表

L	P	L	P	L	P
143以下	4000	156	3555	169	3173
144	3974	157	3524	170	3146
145	3936	158	3492	171	3120
146	3899	159	3641	172	3093
147	3862	160	3431	173	3068
148	3826	161	3400	174	3042
149	3791	162	3371	175	3017
150	3756	163	3341	176	2992
151	3721	164	3312	177	2967
152	3687	165	3284	178	2943
153	3653	166	3255	179	2919
154	3620	167	3228	180	2896
155	3588	168	3200		

本表に使用する記号の意味及び単位は次のとおり

L：供試補助サポート（cm）

P：強度（kg）

### 3 ウイングサポート

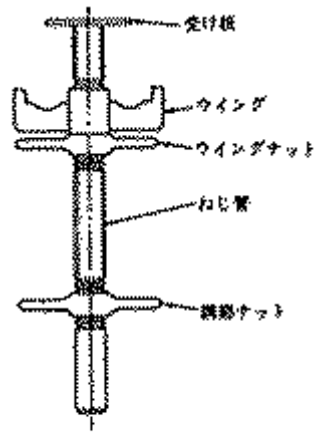
#### (1) 選別

ウイングサポートの選別は、次表のウイングサポートの部位別選別法により行うものとする。

ウイングサポートの部位別選別法

部位及び項目	a (要整備)	b (要修理・要整備)	c (廃棄)
イ．全体変形 そり・ねじれ	なし又はわずか		矯正不可能なもの
ロ．各部溶接部の 亀裂・はがれ	なし	ある程度	著しい
ハ．全体のさび	なし又はわずか	ある程度	著しい
ニ．コンクリート等の 付着	なし又はわずか	ある程度	著しい
ホ．受板 (A)亀裂 (B)変形（損傷） (C)板厚	なし なし 5.4mm以上	ある程度	あり 著しい 5.4mm未満
ヘ．ウイング (A)曲がり (B)亀裂 (C)板厚	なし又はわずか なし 3.0mm以上	ある程度	矯正不可能なもの あり 3.0mm未満
ト．ねじ管 (A)曲がり (B)亀裂 (C)へこみ（打こん） (D)肉厚	なし又はわずか なし なし又はわずか 3.0mm以上		矯正不可能なもの あり 著しい 3.0mm未満
チ．ウイングナット 又は調節ナット (A)ねじ部の異常 (B)肉厚	なし 5.0mm以上	あり 5.0mm未満	

注． 部位の名称は、次図による。



(ウイングサポートの例)

(2) 整備

イ 受け板、ウイング、ねじ管、ウイングナット又は調節ナット等に発生したさび及び附着したコンクリート等は、除去するものとする。

ロ ねじ部は、ねじさらい及び注油を行うものとする。

(3) 修理

イ 受け板(損傷を含む。)及びウイングの変形は、ハンマー等で打ち直すものとする。

ロ 受け板とねじ管との溶接部もしくはウイング等との溶接部のはがれが、ある程度であるものは、再溶接するものとする。

ハ ウイングナット又は調節ナットが脱落したものの、損傷したものの又は著しくさびたもの等は、取り替えるものとする。

ニ メッキ品で被膜のはがれた箇所は、防錆力のある塗料等で補修するものとする。

4 建わく(脚柱ジョイントを含む)

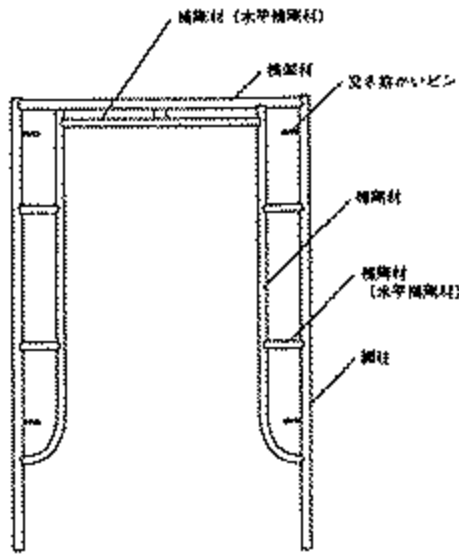
(1) 選別

建わく(脚柱ジョイントを含む。)の選別は、次表の建わくの部位別選別法により行うものとする。

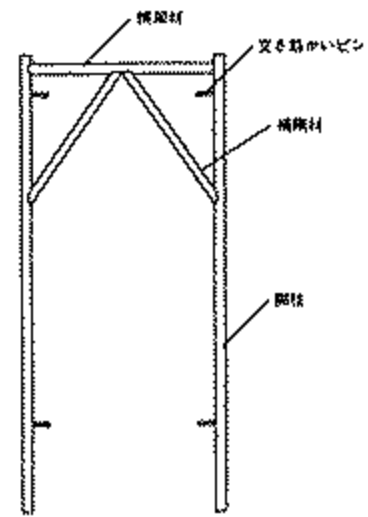
建てわくの部位別選別法

部位及び項目	a (要整備)	b (要修理・要整備)	c (廃棄)
イ．全体変形 そり・ねじれ	なし又はわずか	ある程度	矯正不可能なもの
ロ．各部溶接部の 亀裂・はがれ	なし		著しい
ハ．全体のさび	なし又はわずか	ある程度	著しい
ニ．コンクリート等 の付着	なし、わずか又かな り		著しい
ホ．脚柱 (A)曲がり (B)亀裂 (C)へこみ (D)小口へこみ  (E)管厚 (低層用以外) (低層用)	なし又はわずか なし なし又はわずか なし又はわずか (2mm未満)  2.2mm以上 2.0mm以上	ある程度   ある程度(2mm以上)	矯正不可能なもの あり 著しい(3mm以上) 矯正不可能なもの  2.2mm未満 2.0mm未満
ヘ．横架材 (A)亀裂 (B)へこみ (C)管厚 (低層用以外) (低層用)	なし なし又はわずか  2.2mm以上 2.0mm以上		あり 著しい  2.2mm未満 2.0mm未満
ト．補剛材 (A)曲がり (B)亀裂 (C)へこみ	なし又はわずか なし なし又はわずか	ある程度	著しい あり 著しい
チ．交さ筋かいピン (A)曲がり  (B)部材の不良 (C)溶接部の異常	なし  なし なし	ある程度  あり あり	脚柱母材に影響が でているもの  脚柱母材に影響が でているもの
リ．脚柱ジョイント (A)曲がり (B)小口へこみ (C)機能の不良	なし又はわずか なし又はわずか なし	著しい 著しい 著しい	

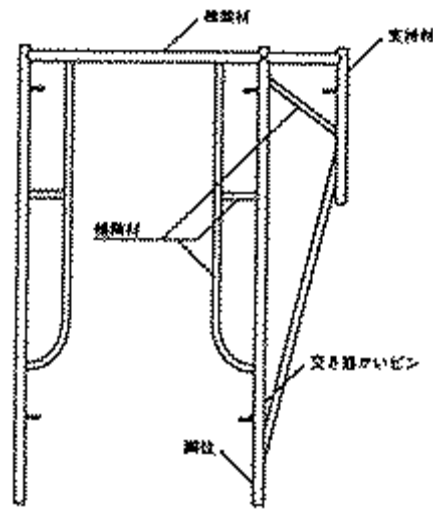
注.部位の名称は、次図による。注.部位の名称は、次図による。



(標準わくの例)



(簡易わくの例)



(拡張わくの例)

(2) 整備

イ 脚柱(交さ筋かいピン、脚柱ジョイント等を含む。)、横架材及び補剛材等に付着したコンクリート等は、除去するものとする。

ロ 交さ筋かいピン及び脚柱ジョイント等は、調整を行うものとする。

(3) 修理

イ 建わく全体のある程度の変形または補剛材及び交さ筋かいピンの曲がりは、寸法治具、矯正機等を用いて修正するものとする。

ロ 脚柱小口部のへこみは、治具等を用いて修正するものとする。

ハ 交さ筋かいピン部の溶接はがれがある程度のはきは、再溶接するものとする。

ニ 交さ筋かいピンが、脱落したもの、曲がりの大きいもの、損傷したもの又は著しくさびたもの等は、取り替えるものとする。

ホ 脚柱ジョイント(備え付けのものをいい、ジョイントデボを含む。)が、脱落したものの、曲がりの大きいもの、損傷したもの又は著しくさびたもの等は、取り替えるものとする。

ヘ 塗装品で塗膜のはがれた箇所又はメッキ品で被膜のはがれた箇所は、防錆力のある



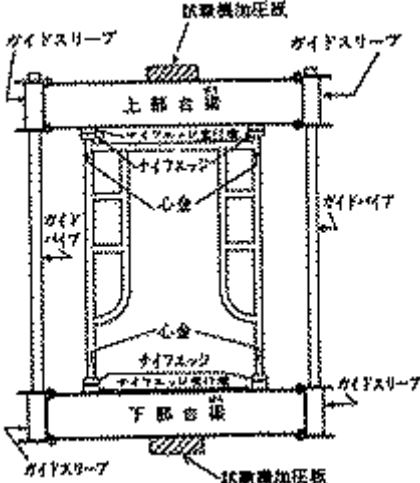
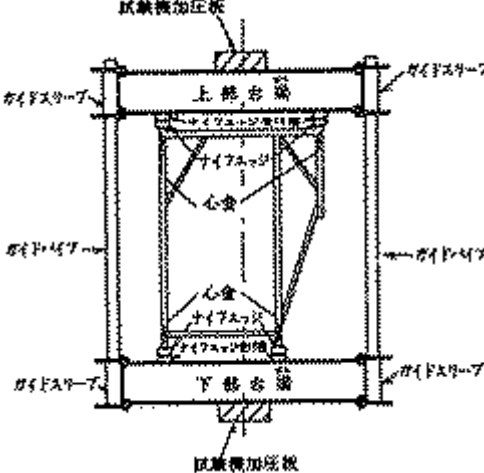
塗料等で補修するものとする。

(4) 性能試験

イ 供試体の抽出個数は、同一母集団から1つの型式について5個以上とすること。

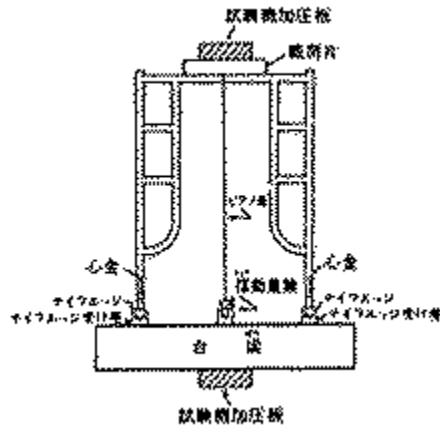
ロ 試験の種類は、建わく(低層わくを除く。)は圧縮試験及びたわみ試験の2種類とし、低わくについては、せん断剛性試験とする。

ハ 試験の結果、次表の左欄に定める試験方法において、同表の右欄に定める強度等を満足したときに再使用できるものとする。

試験方法	強度等	
<p>(圧縮試験)</p> <p>建わくの種類に応じ次の図(イ)及び(ロ)に示すように、上部台梁及び下部台梁、ガイドスリーブ及びガイドパイプ、心金並びにナイフエッジ及びナイフエッジ受け座を用いて、試験機の上下の加圧板の中心に上部台梁及び下部台梁の中心を一致させた状態で標準わく、簡易わく又は拡張わくを試験機に取り付け、当該標準わく、簡易わく又は拡張わくを中心線上に圧縮荷重をかけ、荷重の最大値を測定する。</p>	<p>荷重の最大値が、次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以上であること。</p> <p style="text-align: right;">単位 (kg)</p>	
<p>(イ) 標準わく又は簡易わくの場合</p> 	<p>区分</p> <p>高さ1,800mm以下の標準わく</p>	<p>荷重</p> <p>7,500以上</p>
<p>(ロ) 拡張わくの場合</p> 	<p>高さ1,800mm超える標準わく</p>	<p>7,000以上</p>
<p>簡易わく</p>	<p>6,500以上</p>	<p>6,500以上</p>
<p>拡張わく</p>	<p>5,400以上</p>	<p>5,400以上</p>

(たわみ試験)

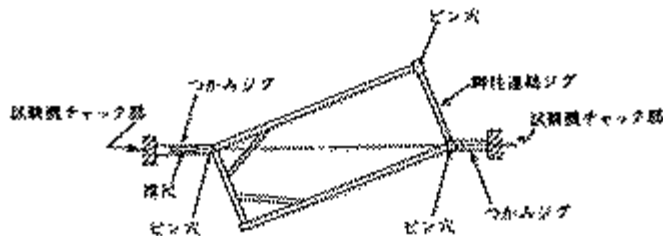
次の図に示すように、心金、ナイフエッジ及びナイフエッジ受け座、台座、載荷片、摺動重錘並びにピアノ線を用いて、試験機の下部加圧板の中心に台梁の中心を一致させた状態で標準わく又は簡易わくを試験機に取り付け、当該標準わく又は簡易わくの中心線上に圧縮荷重をかけ、荷重が1,000kgのときにおける横架材の鉛直たわみ量を測定する。



10mm以下

(低層わくのせん断剛性試験)

次の図に示すように、脚柱連結ジグ、つかみジグ及び標尺を用いて、脚柱と横架材の交点及び脚柱下端から25mmの箇所それぞれ直径10mmのピン穴を設け、低層わくをつかみジグにピン結合し、これを試験機に取り付け、対角線方向に引張荷重をかけ、荷重が50kg及び250kgのときにおける標尺の移動を測定し、その差を求める。



移動の差が、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以下であること。

区分	移動の差
高さが1,725mm以下の低層わく	16mm
高さが1,725mmを超える低層わく	18mm

5 交さ筋かい

(1) 選別

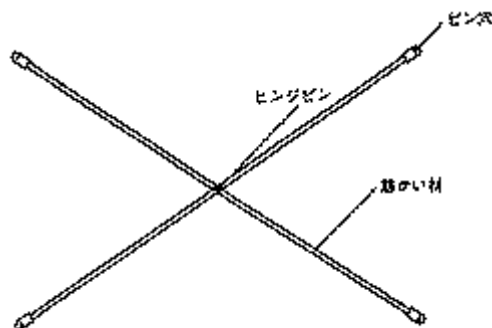
交さ筋かいの選別は、次表の交さ筋かいの部位別選別法により行うものとする。

交さ筋かいの部位別選別法

部位及び項目	a (要整備)	b (要修理・要整備)	c (廃棄)
イ. まがり	なし又はわずか	ある程度	矯正不可能なもの
ロ. へこみ	なし又はわずか		著しい(2mm以上)
ハ. さび	なし又はわずか		著しい: 管厚減少している

ニ．亀裂	なし		あり
ホ．ピン穴摩耗・損傷	なし又はわずか		著しい
ヘ．コンクリート等の付着	なし又はわずか		著しい

注．部位の名称は、次図による。



(交さ筋かいの例)

(2) 整備

- イ 筋かい材、ヒンジピン等に発生したさび及び付着したコンクリート等は、除去するものとする。
- ロ 2本の筋かい材は、互いに可動状態となるよう調整するものとする。

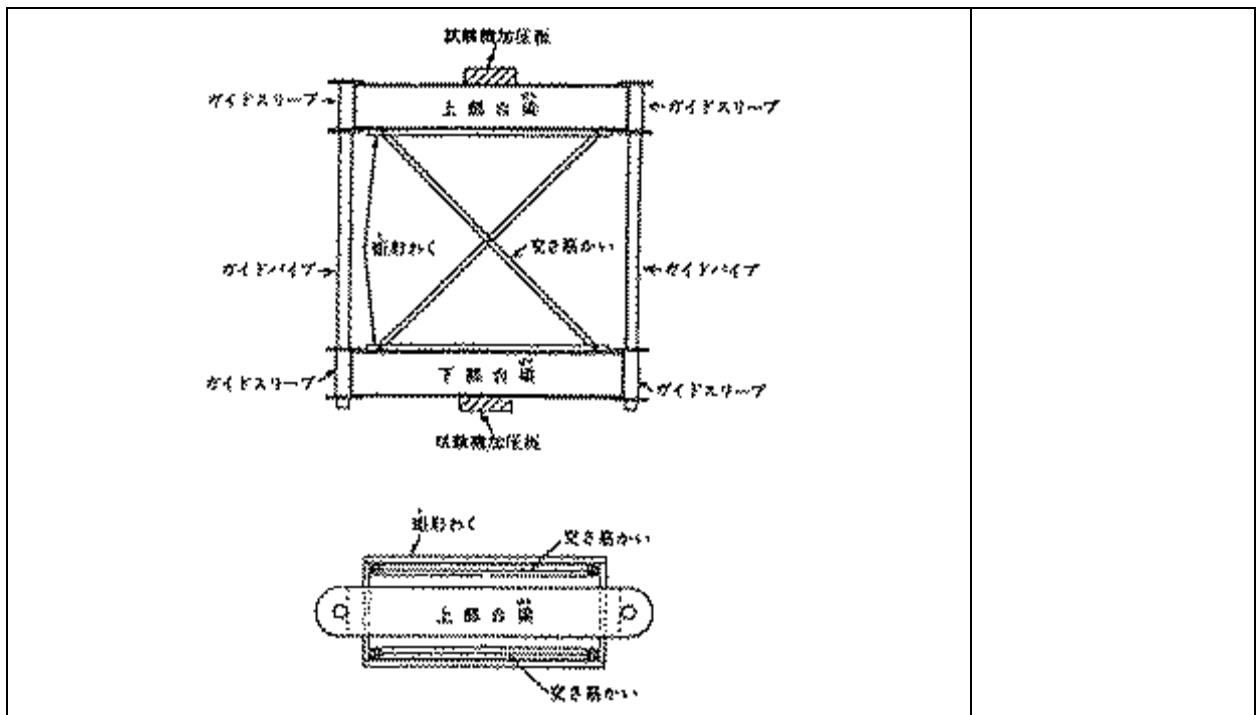
(3) 修理

- イ 筋かい材の曲がりがある程度あるものは、修正するものとする。
- ロ 塗装品で塗膜のはがれた箇所又はメッキ品で被膜のはがれた箇所は、防錆力のある塗料等で補修するものとする。

(4) 性能試験

- イ 供試体の抽出個数は、同一母集団から1つの型式について10個以上とすること。
- ロ 試験の種類は、圧縮試験とする。
- ハ 試験の結果、次表の左欄に定める試験方法において、同表の右欄に定める強度等を満足したときに再使用できるものとする。

試験方法	強度
<p>(圧縮試験)</p> <p>次の図に示すように、上部台梁及び下部台梁、ガイドスリーブ及びガイドパイプ並びに矩形わくを用いて、試験機の上下の加圧板の中心の上部台梁及び下部台梁並びに矩形わくの中心を一致させた状態で交さ筋かい2個を1組として試験機に取り付け、圧縮荷重をかけ、荷重の最大値を測定する。この場合において、交さ筋かいは、交さ筋かいピンの抜け止めに接触させた状態で矩形わくに取り付けるものとする。</p>	750kg以上



6 布わく

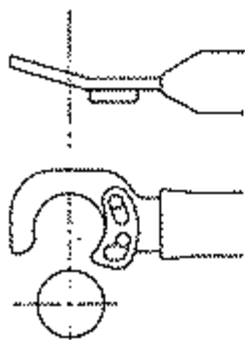
(1) 選別

布わくの選別は、次表の布わくの部位別選別法により行うものとする。

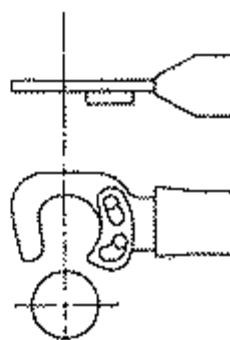
布わくの部位別選別法

部位及び項目	a (要整備)	b (要修理・要整備)	c (廃棄)
イ．全体変形 そり・ねじれ	なし又はわずか	ある程度	矯正不可能なもの
ロ．各部溶接部の 亀裂・はがれ	なし	ある程度	著しい
ハ．全体のさび	なし又はわずか	ある程度	著しい
ニ．コンクリート等 の付着	なし、わずか又はか なり		著しい
ホ．布地材 (A)亀裂 (B)へこみ (C)管厚 (低層用以外) (低層用)	なし なし又はわずか 2.2mm以上 2.0mm以上		あり 著しい 2.2mm未満 2.0mm未満
ヘ．腕木材 (A)亀裂 (B)へこみ (C)管厚	なし なし又はわずか 2.0mm以上		あり 著しい 2.0mm未満
ト．つかみ金具 (A)曲がり 垂直方向 水平方向 (B)亀裂 (C)リベットの異常 (D)板厚 (低層用以外) (低層用) (E)さび	なし又はわずか (2mm未満) なし なし なし 7.2mm以上 5.4mm以上 なし又はわずか	ある程度 (2mm以上) ある程度 ある程度	矯正不可能なもの 矯正不可能なもの あり あり 7.2mm未満 5.4mm未満 著しい

注1. つかみ金具の曲がりや、「著しい」とは、単板型にあっては、例えば右図のように曲がりを生じ、曲がりのため横架材にセットできず、かつ、曲がりの矯正が困難なものをいう。

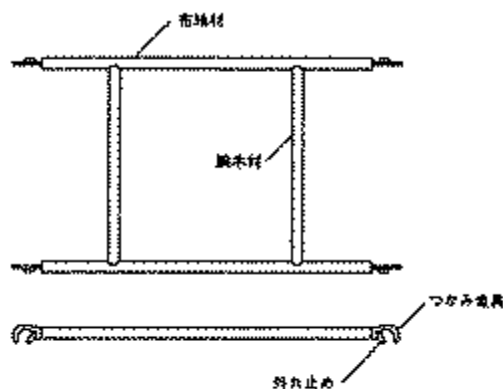


取り扱い中の衝撃荷重等により、つかみ金具の板面が曲がり、建わくの横架材にかからなくなったもの。



取り扱い中の衝撃荷重等により、つかみ金具のつかみ径が縮まり、建わくの横架材にかからなくなったもの。

注2. 部位の名称は、次図による。



(建わくの例)

つかみ金具に、亀裂のあるもの、曲がりの著しいもの又はさびの著しいものであっても、当該つかみ金具の取り替えが可能である場合は、B級とすることができる。

(2) 整備

イ 布地材、腕木材及びつかみ金具等に付着したコンクリート等は、除去するものとする。

ロ つかみ金具の外れ止めは、調整を行うものとする。

(3) 修理

イ 全体の変形、ねじれのある程度あるものは、修正するものとする。

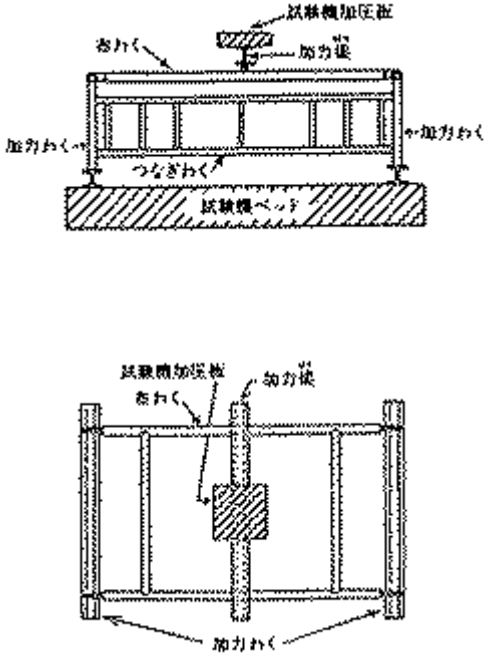
ロ つかみ金具のある程度曲がったものは、矯正治具、矯正機等を用いて修正するものとする。

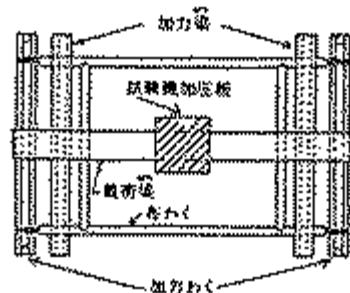
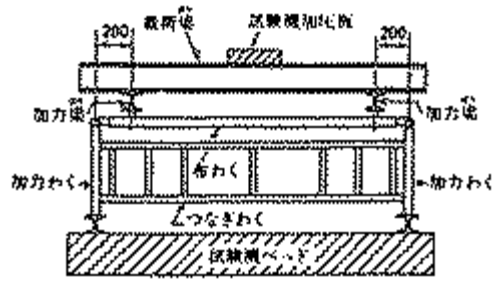
ハ 接合部の溶接はがれがある程度あるものは、再溶接するものとする。

ニ つかみ金具の取り付けリベット又は外れ止めが脱落したもの、損傷したもの又はある程度曲がったもの等で当該つかみ金具の取り替え可能である場合は、取り替えるものとする。

ホ 塗装品で塗膜のはがれた箇所又はメッキ品で被膜のはがれた箇所は、防錆力のある塗料等で補修するものとする。

- (4) 性能試験
- (5) 供試体の抽出個数は、同一母集団から1つの型式について10個以上とすること。
- (6) 試験の種類は、たわみ及び曲げ試験建、つかみ金具の本体及び取付部のせん断試験及びつかみ金具の外れ止めのせん断試験の3種類とする。
- (7) 試験の結果、次表の左欄に定める試験方法において、同表の右欄に定める強度等を満足したときに再使用できるものとする。

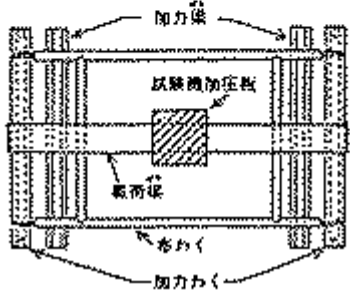
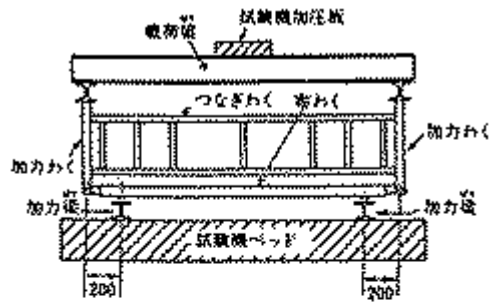
試験方法	強度等
<p>(たわみ及び曲げ試験)</p> <p>次の図に示すように、加力梁、つなぎわく及び加力わくを用いて、布わくを試験機に取り付け、その中央部に鉛直荷重をかけ、荷重が200kg(低層わく用のものにあつては、100kg)のときにおける鉛直たわみ量及び荷重の最大値を測定する。</p> 	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 鉛直たわみ量が11mm以下であること。</li> <li>2. 荷重 500kg以上(低層用にあつては、350kg以上)</li> </ol>
<p>(つかみ金具の本体及び取付部のせん断試験)</p> <p>次の図に示すように、加力梁、つなぎわく、加力わく及び載荷梁を用いて、布わくを試験機に取り付け、載荷梁の中央部に鉛直荷重をかけ、荷重の最大値を測定する。</p>	<p>1,800kg以上 (低層用にあつては、1,000kg以上)</p>



備考 寸法の単位は、mmとする。

(つかみ金具の外れ止めのせん断試験)  
 次の図に示すように、加力梁、つなぎわく、加力わく及び載荷梁を用いて、布わくを試験機に取り付け、載荷梁の中央部に鉛直荷重をかけ、荷重の最大値を測定する

300kg以上



備考 寸法の単位は、mmとする。

## 7 床付き布わく

### (1) 選別

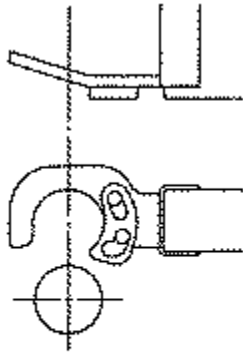
床付き布わくの選別は、次表の床付き布わくの部位別選別法のより行うものとする。

床付き布わくの部位別選別法

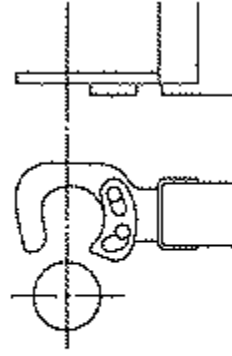
部位及び項目	a (要整備)	b (要修理・要整備)	c (廃棄)
イ．全体変形 そり・ねじれ	なし又はわずか	ある程度	矯正不可能なもの
ロ．各部溶接部の 亀裂・はがれ	なし	ある程度	著しい
ハ．全体のさび	なし又はわずか	ある程度	著しい
ニ．コンクリート等 の付着	なし、わずか又かなり		著しい
ホ．床材 (A)亀裂 (B)へこみ (C)板厚	なし又はわずか なし又はわずか 1.1mm以上		著しい 著しい 1.1mm未満
ヘ．布材 (A)亀裂 (B)へこみ (C)曲がり	なし又はわずか なし又はわずか なし又はわずか	ある程度 ある程度	著しい 著しい 矯正不可能なもの
ト．はり材 (A)亀裂 (B)へこみ (C)曲がり	なし なし又はわずか なし又はわずか	ある程度 ある程度	あり 著しい 矯正不可能なもの
チ．つかみ金具 (A)曲がり 垂直方向 水平方向 (B)亀裂 (C)リベットの異常 (D)板厚 (低層用以外) (低層用) (ボックス型) (E)へこみ (F)外れ止めの異常 (G)さび	なし又はわずか なし又はわずか なし なし 7.2mm以上 5.4mm以上 3.0mm以上 なし又はわずか なし なし又はわずか	脱落又は損傷       脱落又は損傷 ある程度	矯正不可能なもの 矯正不可能なもの あり  7.2mm未満 5.4mm未満 3.0mm未満 著しい  著しい
リ．その他 (A)補強材の異常	なし又はわずか	ある程度	著しい

注1. つかみ金具の曲がりが、「著しい」とは、単板型にあっては、例えば次図のように曲がりを生じ、曲がりのため横架材にセットできず、かつ、曲がりの矯正が困難なものをいう。



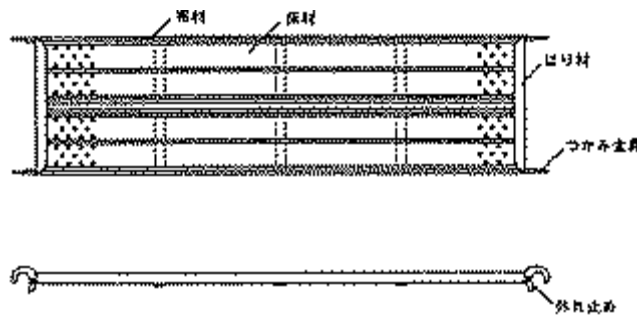


取り扱い中の衝撃荷重等により、つかみ金具の板面が曲がり、遠わくの横架材にかからなくなったもの。



取り扱い中の衝撃荷重等により、つかみ金具のつかみ径が縮まり、遠わくの横架材にかからなくなったもの。

注2. 部位の名称は、次図による。



(床付き布わくの例)

つかみ金具に、亀裂のあるもの、曲がりの著しいもの又はさびの著しいものであっても、当該つかみ金具の取り替えが可能である場合は、B級とすることができる。

(2) 整備

- イ 布地材、はり材、布材及びつかみ金具等に付着したコンクリート等は、除去するものとする。
- ロ つかみ金具の外れ止めは、調整を行うものとする。

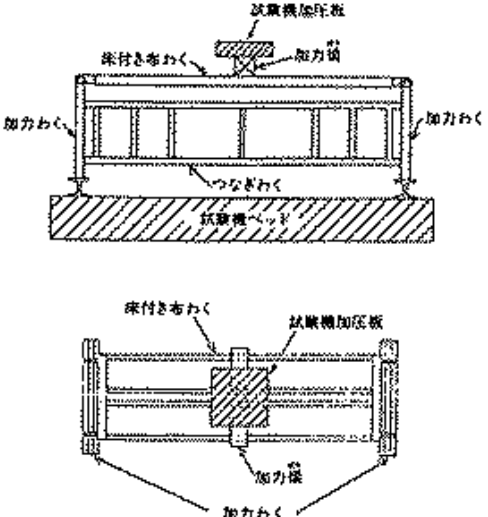
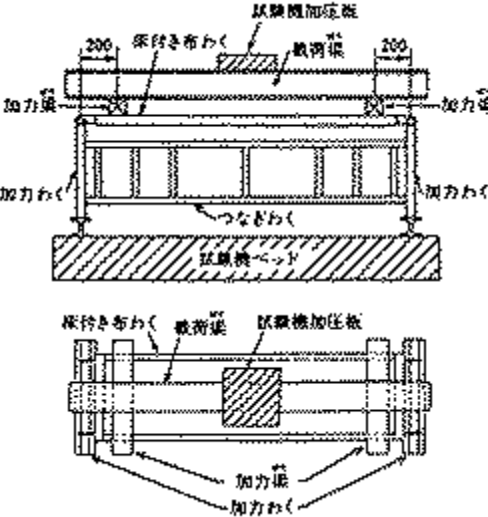
(3) 修理

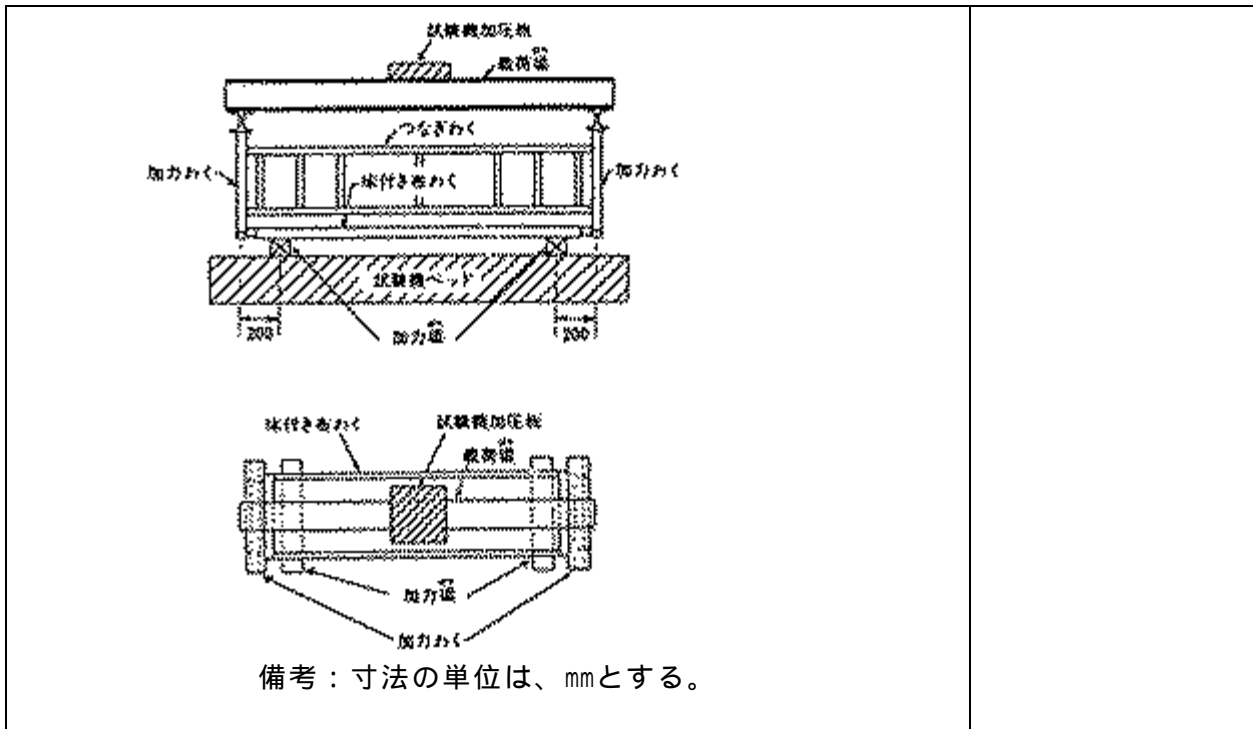
- イ 全体の変形、ねじれのある程度あるものは、修正するものとする。
- ロ 補強材等のある程度の異常は、修正するものとする。
- ハ 裏面補強材の溶接部のある程度のはがれは、再溶接するものとする。
- ニ つかみ金具のある程度曲がったものは、矯正治具、矯正機等を用いて修正するものとする。
- ホ つかみ金具の取り付けリベット又は外れ止めが脱落したもの・損傷したもの又はある程度曲ったもの等で当該つかみ金具の取り替え可能である場合は、取り替えるものとする。
- ヘ メッキ品で被膜のはがれた箇所は、防錆力のある塗料等で補修するものとする。

(4) 性能試験

- イ 供試体の抽出個数は、同一母集団から1つの型式について10個以上とすること。
- ロ 試験の種類は、たわみ及び曲げ試験、つかみ金具の本体及び取付部のせん断試験並びにつかみ金具の外れ止めのせん断試験の3種類とする。ただし、エキスパンドメタル製の床材で構成された床付き布わくにあつては、上記3種類のほか、たわみ及び踏み抜き試験を追加する。

八 試験の結果、次表の左欄に定める試験方法において、同表の右欄に定める強度等を満足したときに再使用できるものとする。

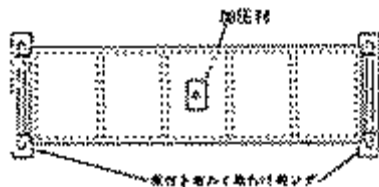
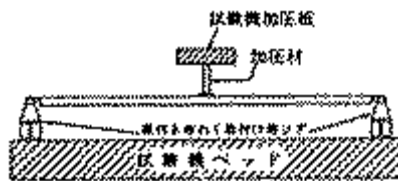
試験方法	強度等
<p>(たわみ及び曲げ試験)</p> <p>次の図に示すように、加力梁、つなぎわく及び加力わくを用いて、床付き布わくを試験機に取り付け、その中央部に鉛直荷重をかけ、荷重(単位kg)の数値が次の式により計算を行って得た数値(低層用のものであれば、100kg)のときにおける鉛直たわみ量及び荷重の最大値を測定する。</p>  $W = 0.4L$ <p>この式において、Lは、床材の幅(単位mm)の数値を表すものとする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 鉛直たわみ量が11mm以下であること。</li> <li>2. 荷重 [幅(mm) × 1.0] 以上</li> </ol>
<p>(つかみ金具の本体及び取付部のせん断試験)</p> <p>次の図に示すように、加力梁、つなぎわく、加力わく及び載荷梁を用いて、床付き布わくを試験機に取り付け、載荷梁の中央部に鉛直荷重をかけ、荷重の最大値を測定する。</p>  <p>備考：寸法の単位は、mmとする。</p>	<p>[幅(mm) × 3.6] 以上 (低層用にあつては、1,000kg以上)</p>
<p>(つかみ金具の外れ止めのせん断試験)</p> <p>次の図に示すように、加力梁、つなぎわく、加力わく及び載荷梁を用いて、床付き布わくを試験機に取り付け、載荷梁の中央部に鉛直荷重をかけ、荷重の最大値を測定する。</p>	<p>300kg以上</p>



(たわみ及び踏み抜き試験)

次の図に示すように、床付き布わく取付け用ジグ及び加圧材を用いて、エキスパンドメタル製の床材で構成された床付き布わくを試験機に取り付け、荷重(単位kg)の数値が次の式により計算を行って得た数値のときにおけるエキスパンドメタル材の鉛直たわみ量及び荷重の最大値を測定する。

1. 鉛直たわみ量が10mm以下であること。
2. 荷重  
[幅(mm) × 1.0]  
kg以上



$$W = 0.4L$$

この式において、Lは、床材の幅(単位mm)の数値を表すものとする。  
(注.加圧材Aは、エキスパンドメタル材を溶接等で取り付けた部分の中央部におくものとする。)

8 持送りわく

(1) 選別

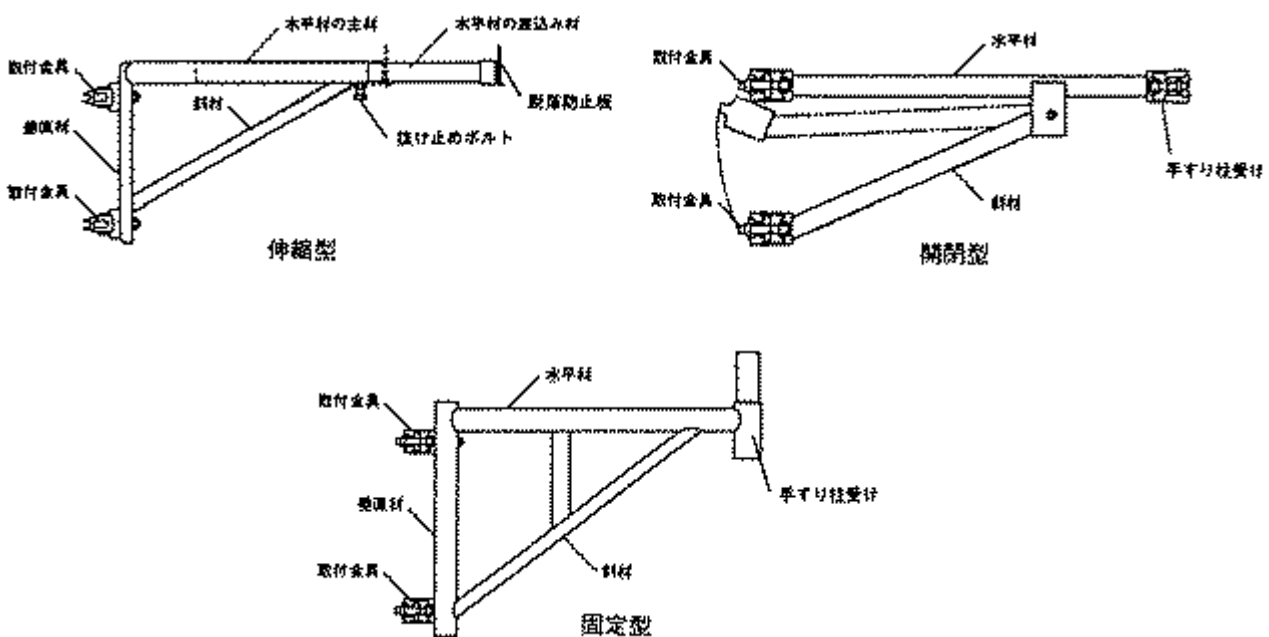
持送りわくの選別は、次表の持送りわくの部位別選別法により行うものとする。

持送りわくの部位別選別法

部位及び項目	a (要整備)	b (要修理・要整備)	c (廃棄)
イ．全体変形 そり・ねじれ	なし又はわずか	ある程度	矯正不可能なもの
ロ．各部溶接部の 亀裂・はがれ	なし	ある程度	著しい
ハ．全体のさび	なし又はわずか	ある程度	著しい
ニ．コンクリート等 の付着	なし、わずか又はわ ずか		著しい
ホ．水平材、斜材及 び垂直材 (A)亀裂 (B)へこみ (C)肉厚 (鋼管) (鋼管以外)	なし なし又はわずか 1.7mm以上 1.6mm以上		あり 著しい(3mm以上) 1.7mm未満 1.6mm未満
ヘ．取付金具等 (A)取付部等の異常 (B)ボルト、ナット ピンの異常 (C)取付金具の板厚 (D)ボルトの径	なし なし 3.0mm以上 9.0mm以上	脱落又は損傷 脱落又は損傷	母材に異常がある もの 3.0mm未満 9.0mm未満
ト．その他 (A)手すり柱受・脱 落防止板等の異 常 (B)抜け止めボ ルトの異常	なし又はわずか  なし	ある程度  脱落又は損傷	著しい

注1. 取付金具が、単クランプであるものの選別については、本表へ「取付金具等」  
によるほか、第11節緊結金具の部位別選別法を参考とすることができる。

注2. 部位の名称は、次図による。



(持送りわくの例)

取付金具のさびの著しいもの、又はこれの脱落もしくは損傷したもの等であっても、

当該取付金具の取り替えが可能である場合は、B級とすることができる。

(2) 整備

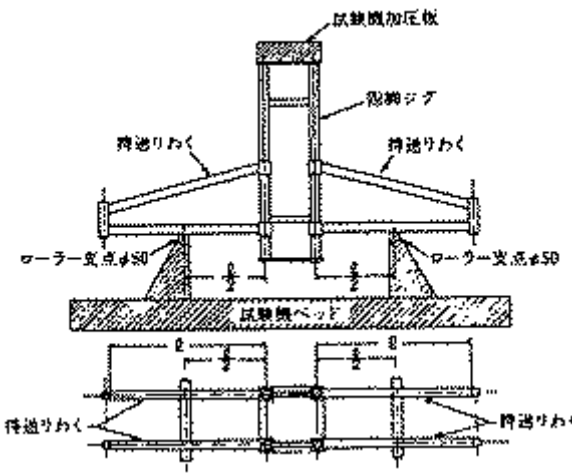
- イ 水平材、斜材、垂直材及び取付金具等に発生したさび及び付着したコンクリート等は、除去するものとする。
- ロ 取付金具、手すり柱等にボルト、ナット、ピン等を用いたものにあつては、ボルト、ナット、ピン等は、調整を行うものとする。

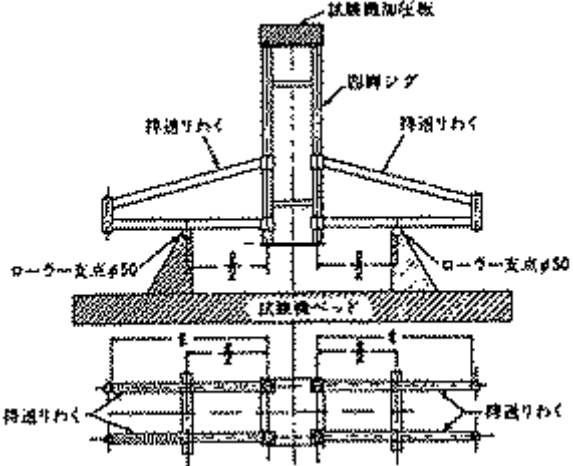
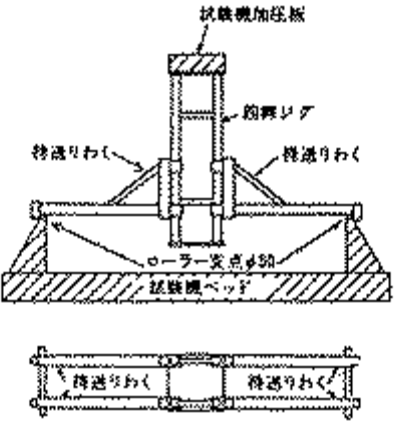
(3) 修理

- イ 全体の変形、ねじれのある程度あるものは、修正するものとする。
- ロ 取付金具等にボルト、ナット、ピン等を用いたもののボルト、ナット、ピン及び取付金具が脱落又は損傷したものは、取り替えるものとする。
- ハ 水平材、斜材、垂直材、手すり柱及び取付金具又はこれらの接合部の溶接はがれがある程度あるものについては、再溶接するものとする。
- ニ 手すり柱受け又は脱落防止板の変形があるものは、修正するものとする。
- ホ 抜け止めボルトが脱落又は損傷したものは、取り替えるものとする。
- ヘ 塗装品で塗膜のはがれた箇所又はメッキ品で被膜のはがれた箇所は、防錆力のある塗料等で補修するものとする。

(4) 性能試験

- イ 供試体の抽出個数は、同一母集団から1つの型式について8個以上とすること。
- ロ 試験の種類は、水平材の強度試験、取付金具のすべり試験及び張出し型の持送りわく(固定型の持送りわくで、水平材のうち斜材から張り出した部分の長さが水平材全長の30%以上のもの及び伸縮型の持送りわくをいう。以下同じ。)の水平材先端部の強度試験とする。
- ハ 試験の結果、次表の左欄に定める試験方法において、同表の右欄に定める強度等を満足したときに再使用できるものとする。

試験方法	強度等
<p>(水平材の強度試験)</p> <p>次の図の示すように、4脚ジグを用いて、すべりを止めた状態で持送りわく4個を1組として試験機に取り付け、鉛直荷重をかけ、荷重の最大値を測定する。この場合において、取付金具の締付けトルクは、350kg・cmとする。</p>  <p>備考1. 寸法の単位は、mmとする。</p>	<p>3,600kg以上</p>

<p>2. 伸縮型の持送りわくにあつては、水平材の長さを最大にした状態とする</p>	
<p>(取付金具のすべり試験)</p> <p>次の図の示すように、4脚ジグを用いて、持送りわく4個を1組として試験機に取り付け、鉛直荷重をかけ、荷重が2,400kgのときにおける取付金具のすべり量を測定する。この場合において、取付金具の締付けトルクは、350kg・cmとする。</p> 	<p>すべり量が10mm以下であること。</p>
<p>(水平材先端部の強度試験)</p> <p>次の図の示すように、4脚ジグを用いて、すべりを止めた状態で張出し型の持送りわく4個を1組として試験機に取り付け、鉛直荷重をかけ、荷重の最大値を測定する。この場合において、取付金具の締付けトルクは、350kg・cmとする。</p>  <p>備考1. 寸法の単位は、mmとする。 2. 伸縮型の持送りわくにあつては、水平材の長さを最大にした状態とする</p>	<p>2,320kg以上</p>

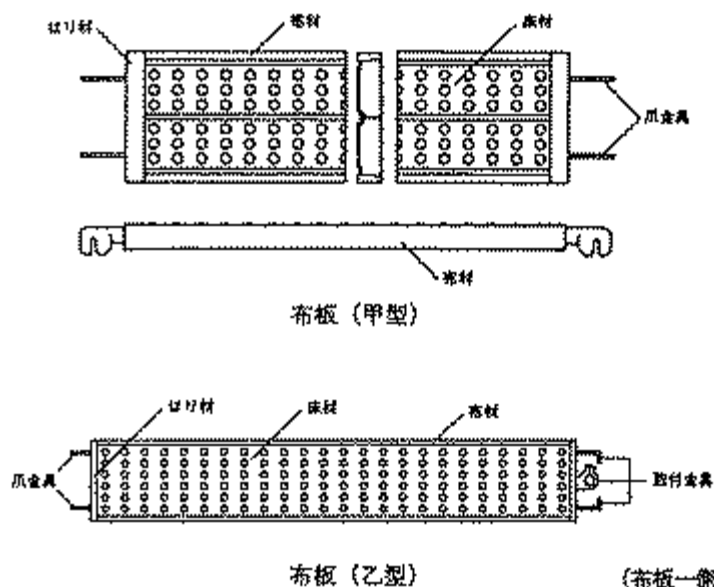
9 布板一側足場用の布板及びその支持金具

(1) 選別

布板一側足場用の布板及びその支持金具の選別にあつては、次表の布板一側足場用の布板及びその支持金具(A表)及び(B表)により行うものとする。

布板一側足場用の布板の部位別選別法(A表)

部位及び項目	a (要整備)	b (要修理・要整備)	c (廃棄)
イ．全体変形 そり・ねじれ	なし又はわずか	ある程度	矯正不可能なもの
ロ．各部溶接部の 亀裂・はがれ	なし	ある程度	著しい
ハ．全体のさび	なし又はわずか	ある程度	著しい
ニ．コンクリート等 の付着	なし、わずか又はわ ずか		著しい
ホ．床材 (A)亀裂 (B)へこみ (C)板厚	なし なし又はわずか 1.1mm以上	著しい	著しい 1.1mm未満
ヘ．はり材 (A)曲がり (B)へこみ (C)板厚	なし なし 1.1mm以上	ある程度 かなり	矯正不可能なもの 1.1mm未満
ト．布材 (A)亀裂 (B)曲がり (C)へこみ (D)板厚	なし又はわずか なし なし又はわずか 1.1mm以上	ある程度 かなり	著しい 矯正不可能なもの 1.1mm未満
チ．爪金具 (A)亀裂 (B)曲がり (C)乙型の外れ止め の異常 (D)板厚	なし なし又はわずか なし 5.4mm以上	ある程度 脱落又は損傷	あり 矯正不可能なもの 5.4mm未満
リ．乙型布板の取付 金具 (A)亀裂 (B)曲がり (C)損傷	なし なし又はわずか なし又はわずか	ある程度 ある程度	あり 矯正不可能なもの 著しい



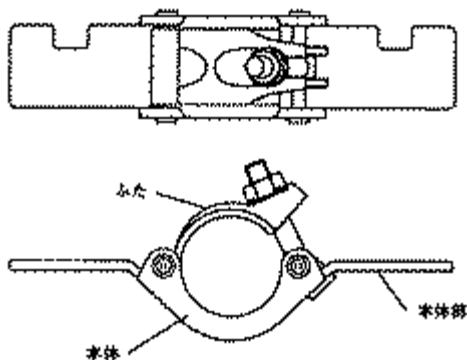
布板の爪金具又は乙型布板の取付金具で、亀裂のあるもの、曲がりの著しいものであっても当該爪金具又は乙型布板の取付金具の取り替えが可能である場合は、B級とす

ることができる。

布板一側足場用の支持金具の部位別選別法(B法)

部位及び項目	a (要整備)	b (要修理・要整備)	c (廃棄)
イ．全体変形	なし又はわずか	ある程度	矯正不可能なもの
ロ．各部溶接部の 亀裂・はがれ	なし	ある程度	著しい
ハ．全体のさび	なし又はわずか	ある程度	著しい
ニ．つかみ部の本体 及びふたの損傷	なし又はわずか	ある程度 (カール部の開き 2mm未満)	著しい (カール部の開き 2mm以上s)
ホ．ボルト、ナット ピンの損傷	なし又はわずか	ある程度	
ヘ．本体部の板厚	4.3mm以上		4.3mm未満

注．部位の名称は、次図による。



(布板一側足場用の支持金具)

(2) 整備

- イ 床材・はり材・布材、爪金具、乙型布板の取付金具又は布板の支持金具等に発生したさび及び付着したコンクリート等は、除去するものとする。
- ロ 乙型布板の爪金具の外れ止め及び乙型布板の取付金具のボルト、ナット等並びに支持金具のボルト、ナット、ピン等は、調整を行うものとする。

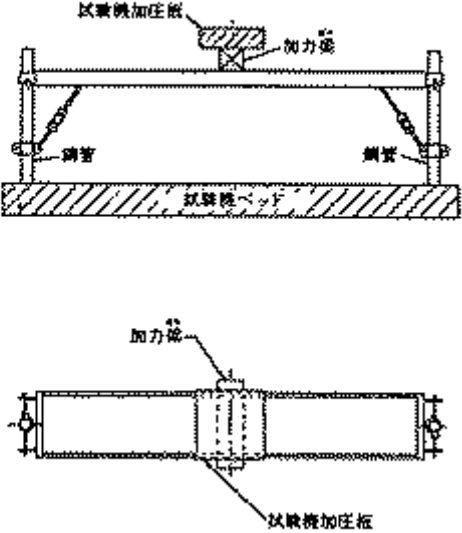
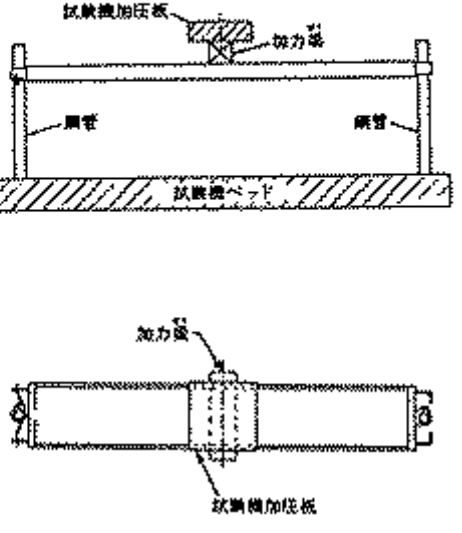
(3) 修理

- イ 床材、はり材及び布材が、かなりへこんだものは、ハンマー等で修正するものとする。
- ロ はり材、布材、爪金具及び乙型布板の取付金具が、ある程度曲がったもの又は布板の支持金具の損傷が、ある程度あるものは、矯正治具、矯正機等を用いて修正するものとする。
- ハ 各部材の溶接部はがれがある程度あるものは、再溶接するものとする。
- ニ 乙型布板の爪金具の外れ止めが、脱落又は損傷したものは、取り替えるものとする。
- ホ メッキ品で被膜のはがれた箇所は、防錆力のある塗料等で補修するものとする。

(4) 性能試験

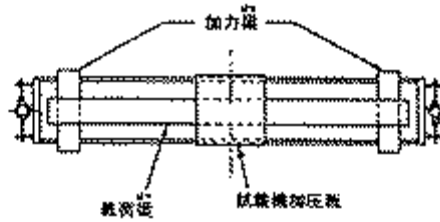
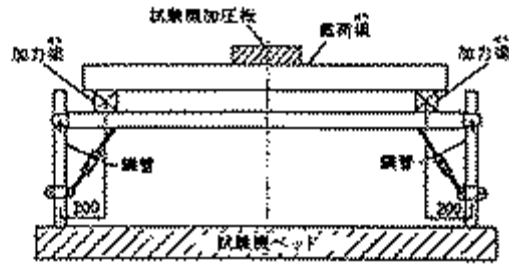
- イ 供試体の抽出個数は、同一母集団から1つの形式について10個以上とすること。
- ロ 試験の種類は、たわみ及び曲げ試験、爪金具及び取付金具のせん断試験の2種類とする。
- ハ 試験の結果、次表の左欄に定める試験方法において、同表の右欄に定める強度等を満足したときに再使用できるものとする。



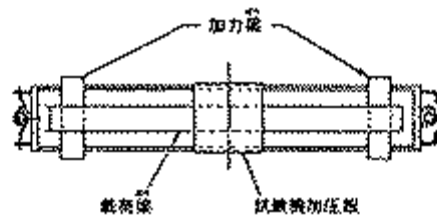
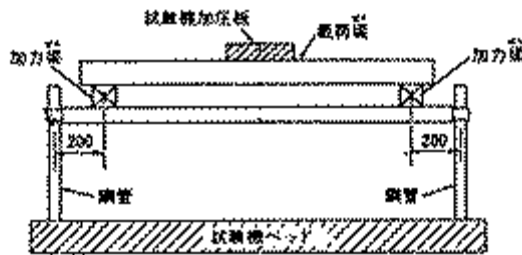
試験方法	強度等
<p>(たわみ及び曲げ試験)</p> <p>布板の種類に応じ、次の図(イ)及び(ロ)に示すように、加力梁及び鋼管を用いて布板を試験機に取り付け、その中央部に鉛直荷重をかけ、荷重が110kgのときにおける鉛直たわみ量及び荷重の最大値を測定する。この場合において、取付金具の締付けトルクは、350kg・cmとする。</p> <p>(イ) (甲型布板の場合)</p>  <p>(ロ) (乙型布板の場合)</p> 	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 鉛直たわみ量が11mm以下であること。</li> <li>2. 荷重 240kg以上</li> </ol>
<p>(爪金具及び取付金具のせん断試験)</p> <p>布板の種類に応じ、次の図(イ)及び(ロ)に示すように、加力梁、載荷梁及び鋼管を用いて、布材を試験機に取り付け、載荷梁の中央部にかけて、荷重の最大値を測定する。この場合において、取付金具の締付</p>	<p>900kg以上</p>

けトルクは、350kg・cmとする。

(イ) (甲型布板の場合)



(ロ) (乙型布板の場合)



備考 寸法の単位は、mmとする。

## 10 移動式足場用の建てわく及び脚輪

### (1) 選別

移動式足場用の建てわく及び脚輪の選別にあたっては、次表の移動式足場用の建てわくの部位別選別法及(A表)び移動式足場用の脚輪の部位別選別法(B表)により行うものとする。

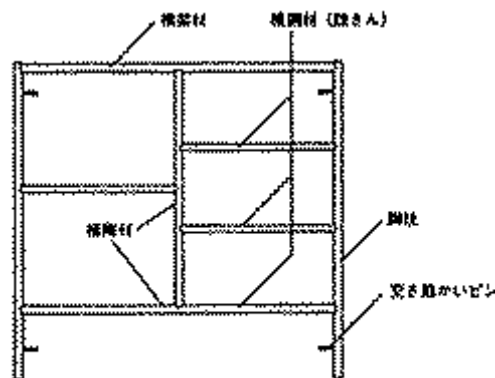
移動式足場用の建わくの部位別選別法(A法)

部位及び項目	a (要整備)	b (要修理・要整備)	c (廃棄)
イ．全体変形 そり・ねじれ	なし又はわずか		矯正不可能なもの
ロ．わく下部の異常	なし又はわずか	ある程度	著しい
ハ．各部溶接部の 亀裂・はがれ	なし	ある程度	著しい
ニ．全体のさび	なし又はわずか	ある程度	著しい
ホ．コンクリート等 の付着	なし又はわずか		著しい
ヘ．脚柱 (A)曲がり (B)亀裂 (C)へこみ (D)小口部のへこみ (E)管厚 (F)交さ筋かいピンの 異常	なし又はわずか なし なし又はわずか なし又はわずか (2mm未満) 2.1mm以上 なし	ある程度(8mm以上)  ある程度 (2mm以上)  脱落、曲がり又は 損傷	あり 著しい(4mm以上) 著しい  2.1mm未満
ト．横架材 (A)曲がり (B)亀裂 (C)へこみ (D)管厚	なし又はある程 なし なし又はわずか 2.1mm以上	著しい	あり 著しい 2.1mm未満
チ．補剛材 (A)損傷	なし、わずか又ある 程度		著しい

注1. 脚柱の曲がり「ある程度」とは、例えば次図のような測定による値が、8mm以上をいう。



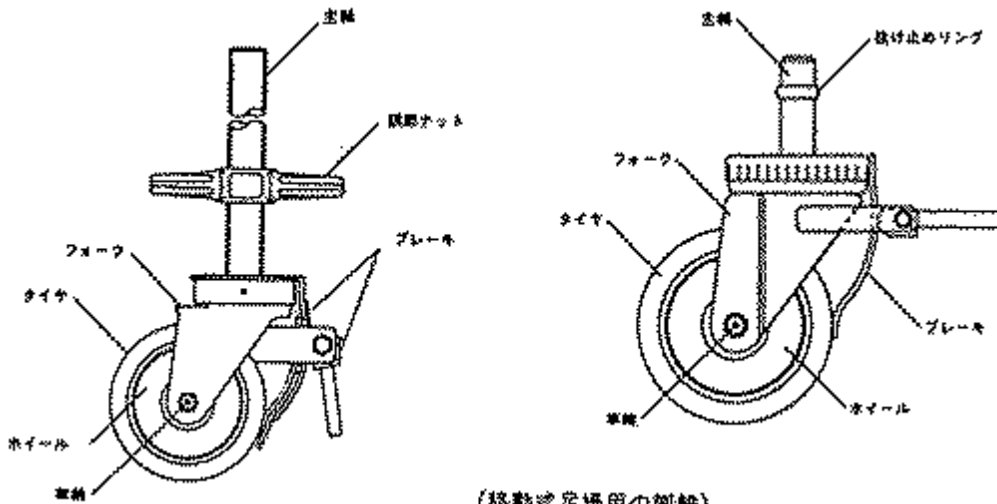
注2. 部位の名称は、次図による。



(移動式足場用の建わくの例)

移動式足場用の脚輪の部位別選別法(B法)

部位及び項目	a (要整備)	b (要修理・要整備)	c (廃棄)
イ．各部溶接部の亀裂・はがれ	なし	ある程度	著しい
ロ．主軸 (A)変形(損傷) (B)抜け止めリング異常	なし又はわずかなし又はわずかなし又はわずかなし	ある程度 脱落又は損傷	著しい
ハ．フォーク (A)亀裂 (B)変形 (C)車軸穴の磨耗	なし なし又はわずかなし又はわずかなし又はわずかなし	ある程度	あり 著しい 著しい
ニ．車輪(タイヤ及ホイール) (A)亀裂(損傷) (B)変形 (C)車軸穴の磨耗	なし又はわずかなし又はわずかなし又はわずかなし		著しい かなり かなり
ホ．車輪の損傷	なし又はわずかなし又はわずかなし		かなり
ヘ．ブレーキの損傷	なし又はわずかなし又はわずかなし		著しい
ト．調節ナットの損傷	なし又はわずかなし又はわずかなし		著しい



各部材で損傷によってC級と判定されたものであっても、損傷した部品を取り替えが可能である場合には、B級とすることができる。

脚輪の調節ナットの損傷が著しい場合であっても、同種の調節ナットと交換できるものにあつては、B級とすることができる。

(2) 整備

イ 建わくの脚柱(交さ筋かいピンを含む。)、横架材及び補剛材等に付着したコンクリート等は、除去するものとする。

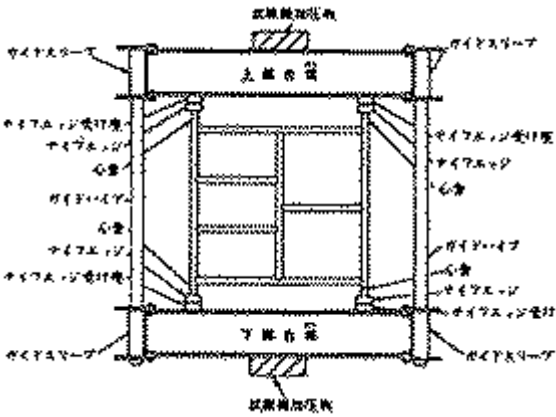
ロ 交さ筋かいピンは、調整を行うものとする。

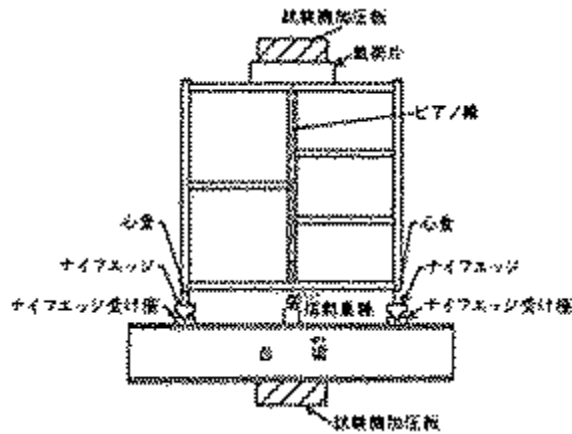
ハ 車輪の主軸、フォーク、車輪、車軸及びブレーキに発生したさび及び付着したコンクリート等は、除去するものとする。

ニ 脚輪の調節ナットと主軸のねじ部、車軸とフォークの軸受け部及び車輪が主軸を軸として回転できる部分は、ねじさらい及び注油を行うものとする。

(3) 修理

- イ 建わくの脚柱、横架材及び補剛材の曲がりは、寸法治具、矯正機等を用いて修正するものとする。
  - ロ 脚柱小口部のへこみは、治具等を用いて修正するものとする。
  - ハ 建わくの交差筋かいピンが、脱落したものの、曲がりの大きいもの、損傷したもの又は著しくさびたもの等は、取り替えるものとする。
  - ニ 脚輪の主軸及びフォークに生じたある程度の変形については、ハンマー等を用い修正するものとする。
  - ホ 脚輪の抜け止めリング及び調節ナットが脱落又は損傷したものは、取り替えるものとする。
  - ヘ 各部の溶接はがれが、建わくにある程度あるもの及び脚輪の主軸とフォークの取付部の溶接はがれがわずか又はある程度あるものについては、再溶接するものとする。
  - ト 塗装品で塗膜のはがれた箇所又はメッキ品で被膜のはがれた箇所は、防錆力のある塗料等で補修するものとする。
- (4) 性能試験
- イ 供試体の抽出個数は、同一母集団から1つの型式について、建わくにあっては5個、脚輪にあっては6個以上とすること。
  - ロ 試験の種類は、建わくにあっては圧縮試験及びたわみ試験の2種類とし、脚輪にあっては圧縮試験及びブレーキ試験の2種類とする。
  - ハ 試験の結果、次表の左欄に定める試験方法において、同表の右欄に定める強度等を満足したときに再使用できるものとする。

試験方法	強度等
<p>(建わくの圧縮試験)</p> <p>次の図に示すように、上部台梁及び下部台梁、ガイドスリーブ及びガイドパイプ、心金並びにナイフエッジ及びナイフエッジ受け座を用いて、試験機の上下の加圧板の中心の上部受梁及び下部台梁の中心を一致させた状態で建わくを試験機に取り付け、当該建わくの中心線上に圧縮荷重をかけ、荷重の最大値を測定する。</p> 	<p>4,000kg以上</p>
<p>(建わくのたわみ試験)</p> <p>次の図に示すように、心金、ナイフエッジ及びナイフエッジ受け座、台梁、載荷片、摺動重錘並びにピアノ線を用いて、試験機の下部加圧板の中心に台梁の中心を一致させた状態で建わくを試験機に取り付け、当該建わくの中心線上に圧縮荷重をかけ、荷重が750kgのときにおける横架材の鉛直たわみ量を測定する。</p>	<p>鉛直たわみ量が10mm以上であること。</p>

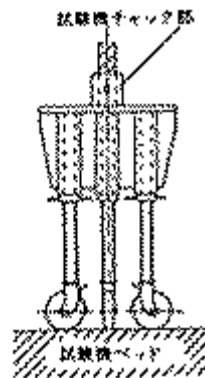


(脚輪の圧縮試験)

次の図に示すように、脚輪3個を1組として試験機に取り付け、次の各号に定めるところにより試験を行う。

1. 600kgの圧縮荷重をかけたときにおける各部の永久変形の有無を確認すること。
2. 圧縮荷重をかけ、荷重の最大値を測定すること。

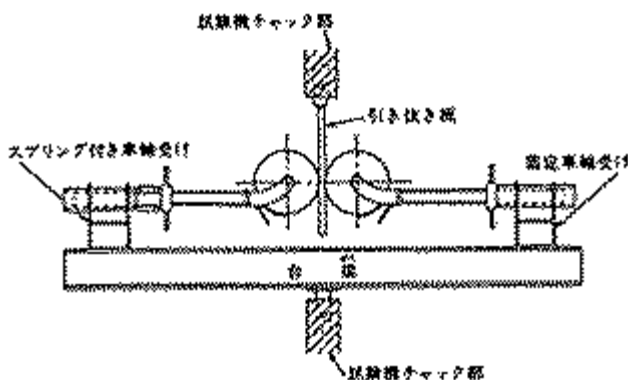
1. 脚輪の各部の永久変形が認められないこと。
2. 荷重 1,500kg以上



(脚輪のブレーキ試験)

次の図に示すように、台梁、固定車軸受け及びスプリング付き車軸受け並びに引き抜き板を用いて、ブレーキをかけた脚輪2個を1組として試験機に取り付け、片方の脚輪の主軸にスプリングにより150kgの圧縮荷重をかけた状態で、引き抜き板を100kgの力で引き抜き、車軸の回転の有無を確認する。

回転しないこと。



## 11 壁つなぎ用金具

### (1) 選別

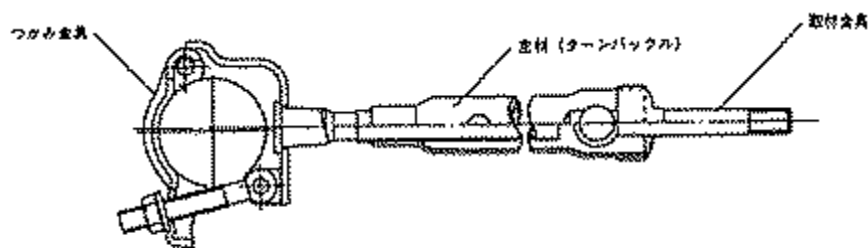
壁つなぎ用金具の選別は、次表の壁つなぎ用金具の部位別選別法により行うものとする。

壁つなぎ用金具の部位別選別法

部位及び項目	a (要整備)	b (要修理・要整備)	c (廃棄)
イ．全体変形 そり・ねじれ	なし又はわずか	ある程度	矯正不可能なもの
ロ．各部溶接部の 亀裂・はがれ	なし	ある程度	著しい
ハ．全体のさび	なし又はわずか	ある程度	著しい
ニ．コンクリート等 の付着	なし又はわずか		著しい
ホ．主材（本体） (A)変形 (B)亀裂 (C)曲がり (D)調節ねじ部の 磨耗	なし又はわずか なし なし又はわずか なし又はわずか	ある程度 ある程度	著しい あり 著しい
ヘ．つかみ金具 (A)変形 (B)亀裂 (C)板厚	なし又はわずか なし 3.0mm以上	ある程度	矯正不可能なもの あり 3.0mm未満
ト．取付金具 (A)脱落又は損傷	なし		あり

注1. つかみ金具が、単クランプであるものの選別については、本表へ「つかみ金具等」によるほか第11節緊結金具の部位別選別法を参考とすることができる。

注2. 部位の名称は、次図による。



(壁つなぎ用金具の例)

取付金具のさびの著しいもの、又はこれの脱落もしくは損傷したもの等であっても、亀裂のあるもの、当該取付金具の取り替えが可能である場合は、B級とすることができる。

### (2) 整備

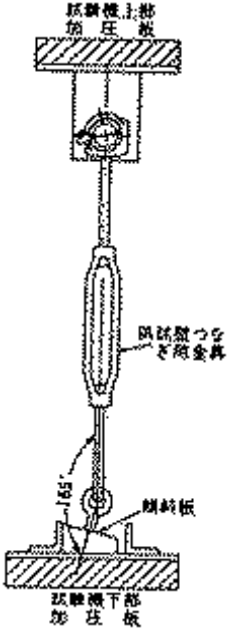
- イ 主材及び取付金具等に発生したさび及び付着したコンクリート等は、除去するものとする。
- ロ 主材及び取付金具のねじ部並びにつかみ金具のボルト、ナット、ピン等は、調整を行うものとする。

(3) 修理

- イ 全体の変形、ねじれのある程度あるものは、ハンマー等で修正するものとする。
- ロ つかみ金具の変形がある程度あるものは、修正するものとする。
- ハ 接合部に溶接はがれがあるものについては、再溶接するものとする。

(4) 性能試験

- イ 供試体の抽出個数は、同一母集団から1つの型式について10個以上とすること。
- ロ 試験の種類は、引張試験及び圧縮試験の2種類とする。
- ハ 試験の結果、次表の左欄に定める試験方法において、同表の右欄に定める強度等を満足したときに再使用できるものとする。

試験方法	強度等
<p>(引張試験)</p> <p>壁つなぎ用金具の主材と取付金具との間の角度を<math>180^\circ</math>とした状態で引張荷重をかけ、荷重の最大値を測定する。この場合において、取付金具の締付けトルクは、<math>350\text{kg}\cdot\text{cm}</math>とする。</p>	<p>900kg以上</p> <p>(布板一側足場用 にあっては450kg以上)</p>
<p>(圧縮試験)</p> <p>次図のように壁つなぎ用金具を最大使用長の長さとし、主材と取付金具との間の角度を<math>165^\circ</math>とした状態で圧縮荷重をかけ、荷重の最大値を測定する。この場合において、つかみ金具の締付けトルクは、<math>350\text{kg}\cdot\text{cm}</math>とする。</p> 	

12 わく組足場用の建てわくのアームロック

(1) 選別

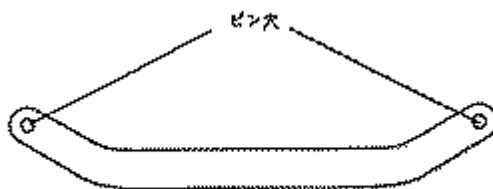
アームロックの選別は、次表のアームロックの部位別選別法により行うものとする。



アームロックの部位別選別法

部位及び項目	a (要整備)	b (要修理・要整備)	c (廃棄)
イ．変形(損傷) ロ．亀裂 ハ．ピン穴磨耗 ニ．さび ホ．板厚	なし又はわずかなし なし又はわずかなし又はわずかなし又はわずかなし又はわずかなし又はわずかなし 2.8mm以上	ある程度	著しい 著しい 著しい 著しい 2.8mm未満

注．部位の名称は、図による。



(アームロックの例)

(2) 整備

本体に発生したさび及び付着したコンクリート等は、除去するものとする。

(3) 修理

全体の変形は、ハンマー等で修正するものとする。

13 単管足場用の単管ジョイント

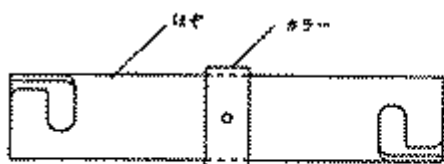
(1) 選別

単管足場用の単管ジョイントの選別にあたっては、次表の単管足場用の単管ジョイントの部位別選別法により行うものとする。

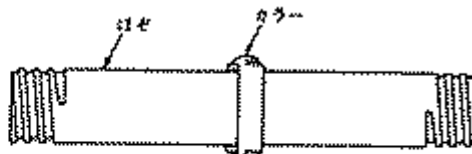
単管足場用の単管ジョイントの部位別選別法

部位及び項目	a (要整備)	b (要修理・要整備)	c (廃棄)
イ．さび	なし又はわずかなし		著しい
ロ．ほぞ (A)曲がり、変形 (B)亀裂 (C)管厚	なし なし 2.2mm以上	ある程度	矯正不可能なもの 著しい 2.2mm未満
ハ．カラー (A)溶接はがれ (B)カシメの異常 (C)管厚	なし なし 2.2mm以上		あり あり 2.2mm未満

注．部位の名称は、次図による。



切欠き式



ねじ込み式

(単管ジョイントの例)

14 緊結金具

(1) 選別

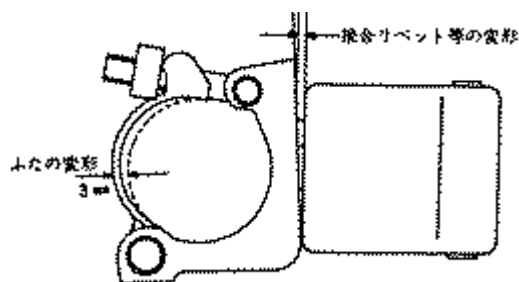
緊結金具の選別は、次表の緊結金具の部位別選別法により行うものとする。

緊結金具の部位別選別法

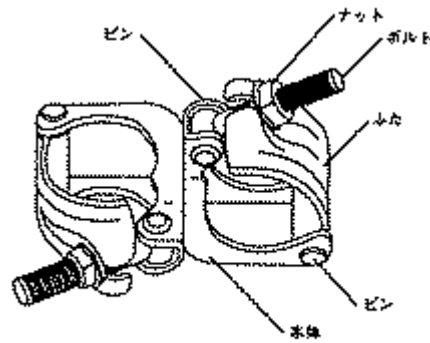
部位及び項目	a (要整備)	b (要修理・要整備)	c (廃棄)
イ．全体変形 接合リベット 部等	なし又はわずか	ある程度	著しい
ロ．全体のさび	なし又はわずか	ある程度	著しい
ハ．自在クランプ の (A)回転作動 (B)かしめクリア ランス	異常なし ほとんどなし		異常あり 著しい
ニ．油等の付着物	なし又はわずか		かなり
ホ．本体及びふた (A)変形(損傷) (B)亀裂 (C)カール部の開 き (D)カール部ピン の損傷 (E)爪の変形 (F)板厚	なし又はわずか なし又はわずか 1mm未満 なし なし 3.0mm以上	ある程度 1mm以上2mm未満 あり ある程度	著しい 著しい 2mm以上 著しい 3.0mm未満
ヘ．ボルト、 ナット部 (A)ナットの作動 (B)変形(損傷) (C)ボルト基部ピ ンの曲がり (D)ボルトの直径	異常なし なし又はわずか なし又はわずか 9.0mm以上	異常あり ある程度 ある程度	著しい 9.0mm未満

注1. ふたの変形が「著しい」とは、鋼管を取り付けた場合において、注2のよう  
な測定により3mm以上の隙間を生ずる状態をいう。

注2. 接合リベット等の変形が「ある程度」とは、次図のような測定によるもの  
とする。



注3. 部位の名称は、次図による。



(緊結金具の例)

接合リベット等の変形が、著しいものであっても、取り替えが可能である場合は、B級とすることができる。

ボルト、ナット等でさびが、著しいものであっても、取り替えが可能である場合は、B級とすることができる。

(2) 整備

イ 本体、ふた、ボルト、ナット等に発生したさび及び付着した油、コンクリート等は、除去するものとする。

ロ ボルト、ナット、ピン等は、調整を行うものとする。

(3) 修理

イ 本体又はふたに変形がある程度あるものは、ハンマー等で打ち直すものとする。

ロ カール部のボルト、ナット、ピン、ボルト基部ピン等の取り替えは、次の各号により行うものとする。

(イ) ボルト、ナット、ピン等は、正規の部品を用いること。

(ロ) ピンの取り外しは、本体に損傷を与えない方法により行うこと。

(ハ) ピン等のかしめは、専用の治具を用いて行うこと。

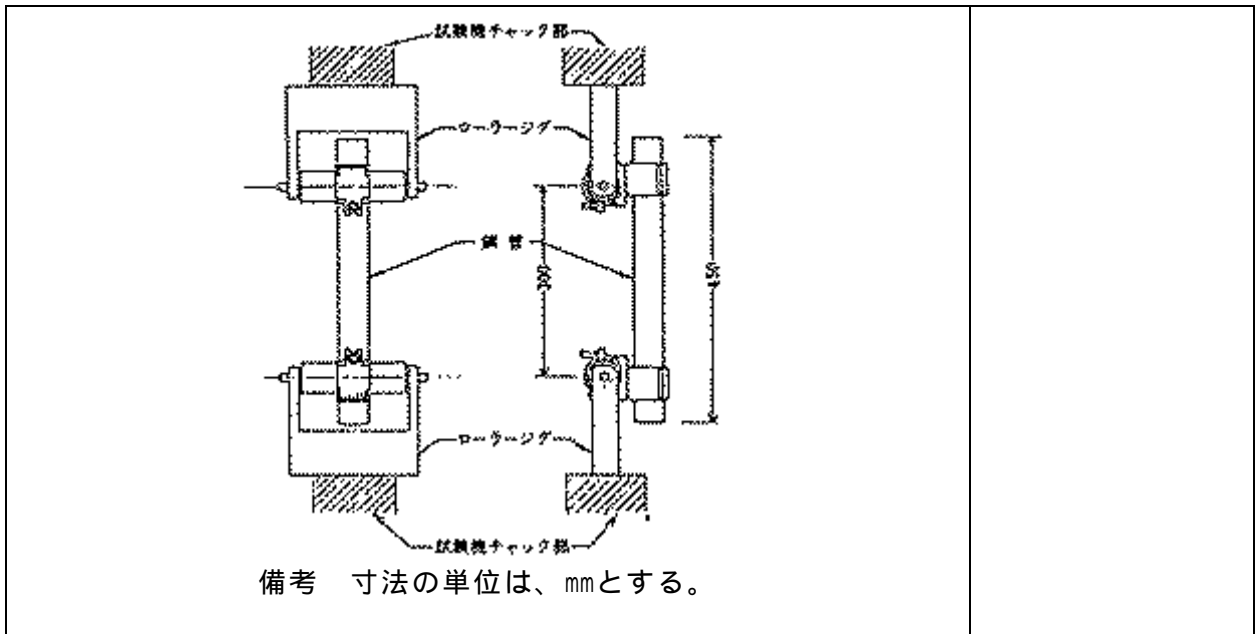
(4) 性能試験

イ 供試体の抽出個数は、同一母集団から1つの型式について10個以上とすること。

ロ 試験の種類は、引張試験とする。

ハ 試験の結果、次表の左欄に定める試験方法において、同表の右欄に定める強度等を満足したときに再使用できるものとする。

試験方法	強度等
<p>(引張試験)</p> <p>次の図に示すように、鋼管及びローラージグを用いて、緊結金具2個を1組として試験機に取り付け、次の各号に定めるところにより試験を行う。</p> <p>(1) 引張荷重をかけ、直交型クランプにあっては荷重が0kgのときから1,000kgのときまでのローラーの中心間の距離の変化量を、自在型クランプにあっては荷重が50kgのときから、750kgのときまでのローラーの中心間の距離の変化量を、緊結金具の締付けトルクを350kg・cmとしたとき及び450kg・cmとしたときについて測定する。</p> <p>(2) 緊結金具の締付けトルクを450kg・cmとして、引張荷重をかけ、荷重の最大値を測定する。</p>	<p>1. 変化量がそれぞれ10mm以下であること。</p> <p>2. 荷重</p> <p>(直交型)</p> <p>1,500kg以</p> <p>(自在型)</p> <p>1,000kg以</p>



15 固定型ベース金具

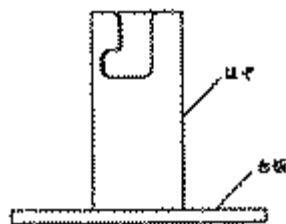
(1) 選別

選別は、次表の固定型ベース金具の部位別選別法により行うものとする。

固定型ベース金具の部位別選別法

部位及び項目	a (要整備)	b (要修理・要整備)	c (廃棄)
イ．全体変形	なし又はわずか		矯正不可能なもの
ロ．各部接合部の異常	なし	ある程度	著しい
ハ．全体のさび	なし又はわずか	ある程度	著しい
ニ．コンクリート等の付着	なし又はわずか	ある程度	著しい
ホ．ほぞ (A)亀裂 (B)変形 (C)肉厚	なし なし又はわずか 2.2mm以上	ある程度	あり 矯正不可能なもの 2.2mm未満
ヘ．台板 (A)変形 (B)板厚	なし又はわずか 5.4mm以上	ある程度	5.4mm未満

注．部位の名称は、次図による。



(固定型ベース金具の例)

台板のさびが著しいもの、板厚が5.4mm未満であるもの又は当該板とほぞとの溶接はがれが著しいもの等であっても、当該板を取り替えが可能である場合は、B級とするこ

とができる。

(2) 整備

ほぞ又は台板に発生したさび及び付着したコンクリート等は、除去するものとする。

(3) 修理

イ ほぞの変形のある程度あるものは、修正するものとする。

ロ 台板の変形は、ハンマー等で打ち直すものとする。

ハ 台板とほぞとの溶接部がある程度の長さではがれたものは、再溶接するものとする。

ニ (1)の の台板の取り替えは、次により行うものとする。

(イ) ほぞの材軸に対して直角となるように行うこと。

(ロ) 台板の中心は、ほぞの材軸にあわせること。

16 ジャッキ型ベース金具

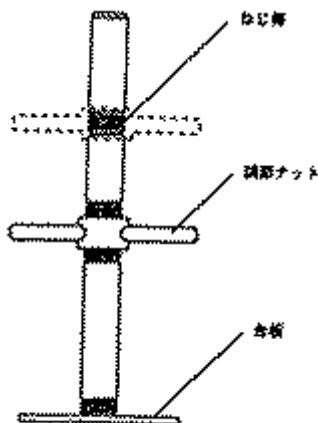
(1) 選別

ジャッキ型ベース金具の選別は、次表のジャッキ型ベース金具の部位別選別法により行うものとする。

ジャッキ型ベース金具の部位別選別法

部位及び項目	a (要整備)	b (要修理・要整備)	c (廃棄)
イ．全体変形	なし又はわずか		矯正不可能なもの
ロ．各部接合部の異常	なし	ある程度	著しい
ハ．全体のさび	なし又はわずか	ある程	著しい
ニ．コンクリート等の付着	なし、わずか又かなり		著しい
ホ．ねじ棒 (A)曲がり (B)ねじ部の異常	なし なし	ある程度	矯正不可能なものあり
ヘ．台板 (A)変形 (B)板厚	なし又はわずか 5.4mm以上	ある程度	5.4mm未満
ト．調整ナットの異	なし	あり	

注．部位の名称は、次図による。



(ジャッキ型ベース金具の例)

台板のさびが著しいもの、板厚が54mm未満であるもの又は当該板とほぞとの溶接はがれが著しいもの等であっても、当該板を取り替えが可能である場合は、B級とすることができる。

(2) 整備

イ ねじ棒、台板又は調節ナット等に発生したさび及び付着したコンクリート等は、除去するものとする。

ロ ねじ部は、ねじさらい及び注油を行うものとする。

(3) 修理

イ ねじ棒の曲がりがある程度あるものは、矯正機を用い修正するものとする。

ロ 台板の変形は、ハンマー等で打ち直すものとする。

ハ 調節ナットが脱落したもの、損傷したもの又は著しくさびたもの等は、取り替えるものとする。

ニ 台板とねじ棒又は調節ナットとハンドルとの溶接部がある程度の長さではがれたものは、再溶接するものとする。

ホ 上記、(1)の の台板の取り替えは、次により行うものとする。

(イ) ほぞの材軸に対して直角となるように行うこと。

(ロ) 台板の中心は、ほぞの材軸にあわせること。

ヘメッキ品で被覆のはがれた箇所は、防錆力のある塗料等で補修するものとする。

17 つりチェーン

(1) 選別

つりチェーンの選別は、次表のつりチェーンの部位別選別法により行うものとする。

つりチェーンの部位別選別法

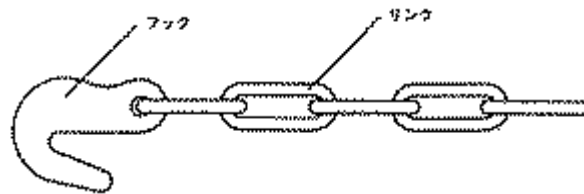
部位及び項目	a (要整備)	b (要修理・要整備)	c (廃棄)
イ. 全体変形 チェーンの伸び 等	なし又はわずか		伸び5%以上
ロ. 全体のさび	なし又はわずか		著しい
.			
ハ. コンクリート等の 付着	なし又はわずか		著しい

ニ．リンク (A)亀裂 (B)変形 (C)短径 (D)長径 (E)太さ (F)溶接はがれ	なし なし又はわずか 9mm以上 42mm以下 5.7mm以上 なし		あり 線径以上 9mm未満 42mmを超えたとき 5.7mm未満 あり
ホ．フック (A)亀裂 (B)曲がり (C)開口部の変形 (D)板厚 (E)脱落	なし なし又はわずか なし又はわずか 4.0mm以上 なし		あり 著しい 著しい 4.0mm未満 あり

注1. リンクの変形が線径以上とは、次図のような測定によるものをいう。



注2. 部位の名称は、次図による。



{つりチェーンの例}

(2) 整備

イ リンク、フック等に発生したさび及び付着したコンクリート等は、除去するものとする。

ロ 隣接するリンク及びフックは、互いに円滑に動くようにしておくものとする。

(3) 修理

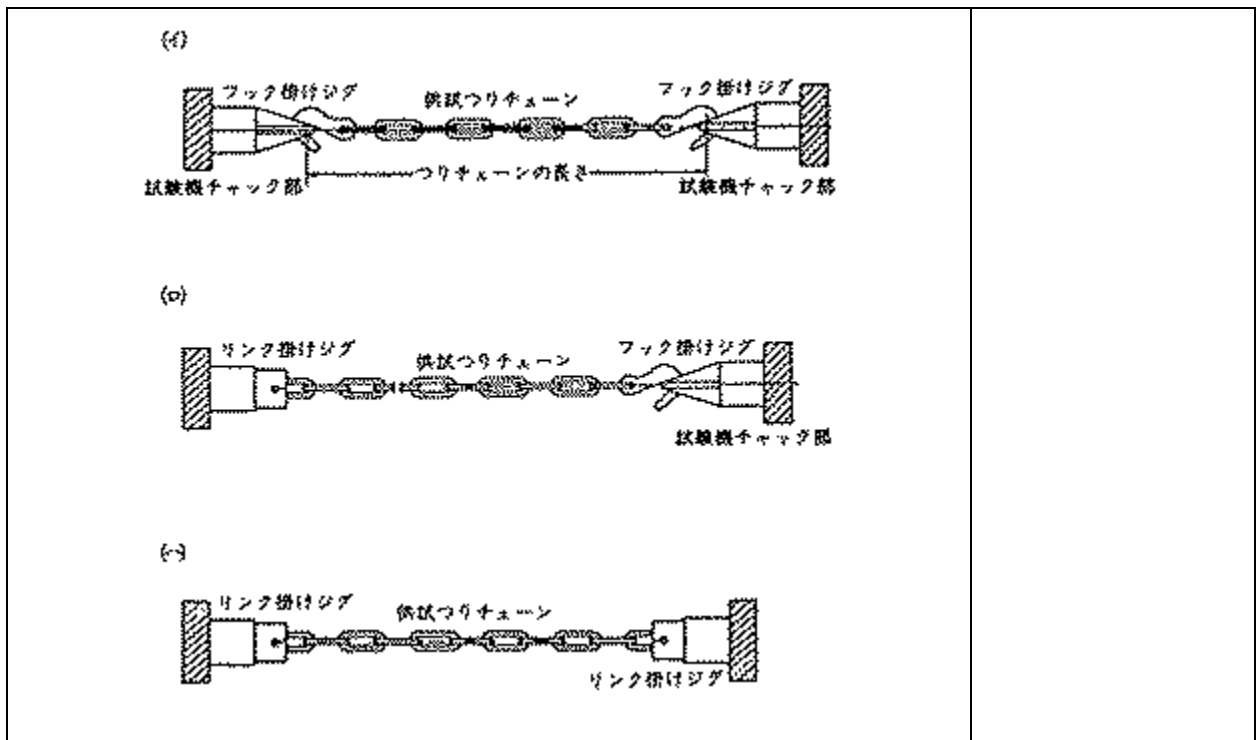
(4) 性能試験

イ 供試体の抽出個数は、同一母集団から1つの型式について5個以上とすること。

ロ 試験の種類は、引張試験とする。

ハ 試験の結果、次表の左欄に定める試験方法において、同表の右欄に定める強度等を満足したときに再使用できるものとする。

試験方法	強度等
<p>(引張試験)</p> <p>次の各号いずれかに示す方法で試験を行う。</p> <p>(1) 次の図(イ)又は(ロ)のいずれかに示すように、フック掛けジグを用い、又はフック掛けジグ及びリンク掛けジグを用いて、つりチェーンを試験機に取り付け、引張荷重をかけ、荷重の最大値を測定する。</p> <p>(2) つりチェーンを2以上の部分に区分し、次の図(ロ)又は(ハ)のいずれかに示すように、フック掛けジグ及びリンク掛けジグを用い、又はリンク掛けジグを用いて、当該区分された各部のすべての荷重の最大値を測定する。</p>	1,600kg以上



18 つりわく

(1) 選別

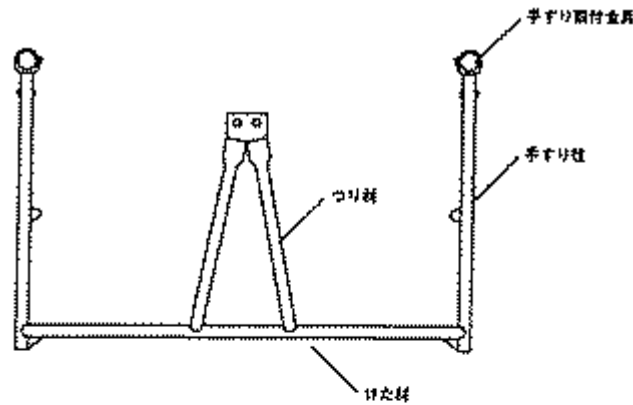
つりわくの選別は、次表のつりわくの部位別選別法により行うものとする。

つりわくの部位別選別法

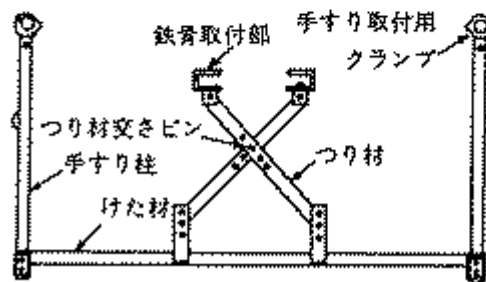
部位及び項目	a (要整備)	b (要修理・要整備)	c (廃棄)
イ．全体変形 そり・ねじれ	なし又はわずか	ある程度	矯正不可能なもの
ロ．各部溶接部の 亀裂・はがれ	なし	ある程度	著しい
ハ．全体のさび	なし又はわずか	ある程度	著しい
ニ．コンクリート等 の付着	なし又はわずか		著しい
ホ．手すり取付用 クランプの異常	なし	脱落又は損傷	
ヘ．つり材交さピンの 異常	なし	脱落又は損傷	
ト．鉄骨取付部の異常	なし	ある程度	著しい
チ．けた材、つり材 ひ手すり柱			
(A)曲がり	なし又はわずか	ある程度	矯正不可能なもの
(B)亀裂	なし		あり
(C)へこみ	なし又はわずか		著しい

注．部位の名称は、次図による。





(つりわくの例)



(つりわくの例)

鉄骨取付部の異常が著しいもの等であっても、当該鉄骨取付部の修理が可能である場合は、B級とすることができる。

(2) 整備

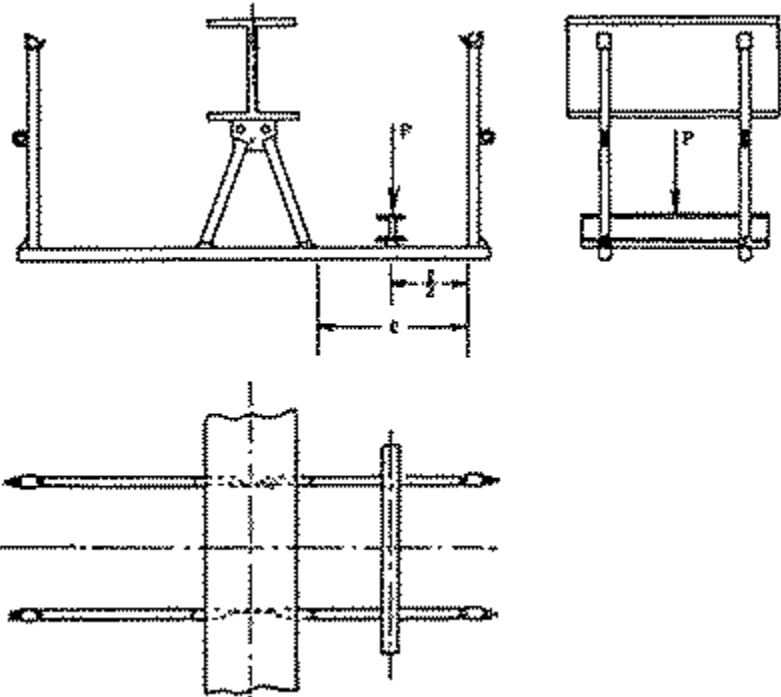
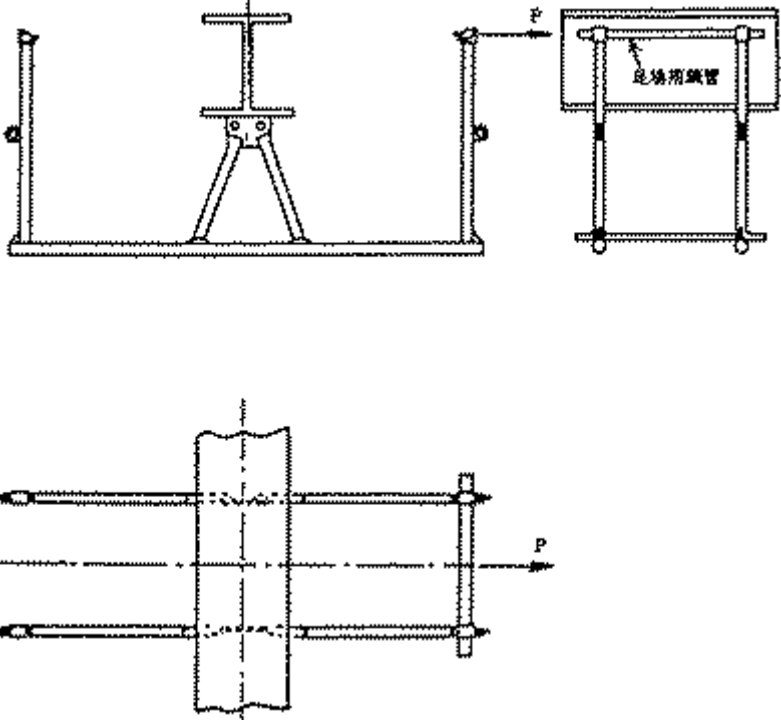
- イ けた材、つり材及び手すり柱等に発生したさび及びコンクリート等は、除去するものとする。
- ロ 手すり取付用クランプ及びつり材交さピンは、調整を行うものとする。

(3) 修理

- イ 全体の変形、ねじれのある程度あるものは、修正するものとする。
- ロ けた材、つり材及び手すり柱等の曲がりは、矯正治具を用い、ハンマー等で修正するものとする。
- ハ 手すり取付用クランプ及びつり材交さピンが脱落したもの、損傷したもの等は、取り替えるものとする。
- ニ 各部の接合部の溶接はがれがある程度あるものは、再溶接するものとする。
- ホ 塗装品で塗膜のはがれた箇所又はメッキ品で被膜のはがれた箇所は、防錆力のある塗料等で補修するものとする。

(4) 性能試験

- イ 供試体の抽出個数は、同一母集団から1つの型式について10個以上とすること。
- ロ 試験の種類は、たわみ及び曲げ試験並びに手すり柱の水平移動量試験の2種類とする。
- ハ 試験の結果、次表の左欄に定める試験方法において、同表の右欄に定める強度等を満足したときに再使用できるものとする。

試験方法	強度等
<p>(たわみ及び曲げ試験)</p> <p>2個のつりわくを600mmの間隔でH型鋼に取り付け、それぞれのつりわくのけた材の有効部の中央にかけ渡した加力梁の中央に鉛直荷重をかけ、荷重が400kgのときにおけるそれぞれのけた材の有効部の中央のたわみ量及び荷重の最大値を測定する。</p> 	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. それぞれのたわみ量が、30mm以下であること。</li> <li>2. 荷重1,000kg以上</li> </ol>
<p>(手すり柱の水平移動量試験)</p> <p>2個のつりわくを600mmの間隔でH鋼に取り付け、それぞれの手すり柱の取付金具に1本の単管足場用鋼管を取り付け、その中央にけた材と平行に外側方向の80kgの水平荷重をかけ、それぞれの手すり柱の取付金具の中心の水平移動量を測定する。</p> 	<p>それぞれの水平移動量が、100mm以下であること。</p>